

令和 3 年 度
府 営 住 宅 用 地 活 用 事 業
一 般 競 争 入 札 （ 第 1 回 ）
実 施 要 領

入札に参加するには、事前の申込みが必要です。

〈申込み受付期間（電子メールのみ）〉

令和 4 年 2 月 1 4 日（月）午前10時00分から

2 月 1 5 日（火）午後 5時00分まで

〈送付先〉

jutakukeiei-g07@gbox.pref.osaka.lg.jp

〈入札および開札の日時〉

物件番号1：令和 4 年 2 月 1 7 日（木）午前10時30分入札開始

物件番号2：令和 4 年 2 月 1 7 日（木）午後 1時30分入札開始

入札開始時刻の30分前より受付

〈入札および開札の場所〉

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）41階 会議室10

入札に参加を希望される方は、この実施要領をよくお読みいただき、
内容を十分に把握した上でご参加ください。

大阪府 建築部 住宅経営室
施設保全課

日

程

入札の公告

入札実施要領配付開始

令和4年1月7日（金）

○建築部 住宅経営室 施設保全課（以下、「施設保全課」といいます。）で、入札実施要領を配付します（ホームページにも掲載）。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jutaku/youchikatsuyou/>



現地開放

令和4年1月14日（金）

物件番号1：午前10時00分～10時30分

物件番号2：午後1時00分～1時30分

○事業用地の現地を開放します。



質疑応答

<電子メールのみ>

令和4年1月21日（金）受付

令和4年2月4日（金）回答

○質疑は電子メールでのみ受け付けます。

○回答はホームページに掲載します。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jutaku/youchikatsuyou/>



入札参加申込の受付

<電子メールのみ>

令和4年2月14日（月）

令和4年2月15日（火）

○入札参加書、誓約書及び入札参加資格を確認するための書類を電子メールでお申し込みください。



入札及び落札者の決定

令和4年2月17日（木）

※入札開始時刻の30分前から受付開始

物件番号1：午前10時30分入札開始

物件番号2：午後1時30分入札開始

○入札会場で入札保証金を納付のうえ、入札に参加してください。

○入札締切り後、入札者の面前で開札し、落札者を決定します。

○入札開始時間になると、入札室を閉鎖しますので、必ずそれまでにお越しください。



土地利用計画図等の提出

令和4年3月4日（金）まで

○落札後、土地利用計画図等を大阪府へ提出してください。府が基本的な事項について適合していることを確認します。



売買契約の締結

令和4年3月30日（水）まで

※契約締結日は落札者と調整のうえ決定

○契約の締結と同時に売買代金を支払ってください（入札保証金は、売買代金に充当できます）。

○契約締結をもって現状有姿で事業用地を引渡します。



所有権の移転登記

○売買代金の支払いを確認した後、所有権移転登記を行います。

目 次

1	入札への参加及び契約の締結にあたって	1
2	事業用地一覧	2
3	土地利用条件	3
4	申込みから契約の締結まで	6
4-1	入札参加資格	7
4-2	現地開放	8
4-3	質疑応答	9
4-4	入札参加申込みの受付け	9
4-5	入札	10
4-6	土地利用条件への適合確認	14
4-7	個人情報の収集及び提供	14
4-8	売買契約の締結	14
4-9	買戻特約の解除	15
4-10	その他の注意事項	16
5	物件調書	18
6	府有財産売買契約書（案）	46
7	提出書類の様式・記入例	59
	お問い合わせ先	巻末

このページは空白です。

1 入札への参加及び契約の締結にあたって

この条件付土地売払の入札には、入札参加資格を満たす必要があることに加えて、落札した後、事業者として各事業用地の土地利用条件に適合させた宅地開発、建築物の建築及び販売や運営を行わなければなりません。

そのために、落札者は、土地売買契約の締結に先立ち、土地利用計画図など基本的な事項を記した書面を所定の期日内に提出し、大阪府による条件の適合状況の確認を受けることとなります。また、土地売買契約の締結後も、計画に沿った宅地開発及び建築物の建築を行っていることを適時、報告しなければなりません。

本入札の趣旨、内容を十分理解したうえでご参加ください。

2 事業用地一覧

物件番号	事業用地名称	物件の所在地	地目	数 量	用途地域 (建蔽率／容積率)	最低売却 価 格
1	吹田藤白台 住宅用地	吹田市藤白台 三丁目119番90 ※建物付き物件	宅 地	6,524.59 m ²	第一種中高層住居 専用地域 (60％／200％)	999,100,000 円
2	東大阪中鴻池 住宅中央用地	東大阪市中鴻池町 三丁目443番8	宅 地	7,781.20 m ²	第一種中高層 住居専用地域 (60％／200％)	1,221,900,000 円
	東大阪中鴻池 住宅南側用地	東大阪市中鴻池町 三丁目443番9	宅 地	2,574.48 m ²		

3 土地利用条件

《 物件番号 1 : 吹田藤白台住宅用地 》

当該事業用地の開発にあたっては、良好な住まいとまちづくりを実現するために、周辺環境と調和の取れた景観の形成、環境やバリアフリー、防犯・防災等の安全などに配慮するとともに、下記の土地利用条件を遵守しなければならない。

(1) 建築物の用途等

- 分譲共同住宅とすること。
- 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく性能表示について住宅購入者に制度の内容を説明し、購入者の希望に応じて、指定住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けること。

(2) 既存建物の撤去に関する事項

- 既存建物については、契約後2年以内に撤去すること。
- 撤去にあたっては、関連法規に基づき地中杭も撤去すること。また、アスベスト含有建材については、関連法規を遵守し十分注意のうえ撤去すること。

(3) 工事に関する事項

- 工事に際しては、関連法規をはじめ以下の事項を遵守すること。
 - ア．工事に先立ち、計画内容等の地元説明を行うとともに、工事中の現場対応のため責任者と連絡先を明記した工事管理体制表を作成すること。
 - イ．工事中は、特に騒音、振動を抑えるよう配慮して作業を行い、万一、周辺の家屋等に損害を与えた場合は、補償等の適切な対応を行うこと。
 - ウ．工事車両の通行にあたっては、十分な安全対策を講じるとともに、工事車両が集中しないよう配慮すること。

(4) その他

- 都市計画法、建築基準法等の関連法規並びに大阪府及び吹田市の各種条例・要領・指針等を遵守すること。
- 当該事業用地の開発にあたっては、都市計画法第29条の規定に基づき開発行為の許可を受けること。

《 物件番号 2 : 東大阪中鴻池住宅中央用地、東大阪中鴻池住宅南側用地 》

当該事業用地の開発にあたっては、良好な住まいとまちづくりを実現するために、周辺環境と調和の取れた景観の形成、環境やバリアフリー、防犯・防災等の安全などに配慮するとともに、下記の土地利用条件を遵守しなければならない。

(1) 建築物の用途等

○東大阪中鴻池住宅中央用地においては、分譲住宅（戸建住宅又は共同住宅）とすること。

○東大阪中鴻池住宅南側用地においては、分譲戸建住宅とすること。

○「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく性能表示について住宅購入者に制度の内容を説明し、購入者の希望に応じて、指定住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けること。

(2) 土地利用に関する事項

○2つの区画について、建築物等の形態や色合い等に統一感があり、周辺と調和のとれた景観の創出を図るとともに、画地内の道路や歩道、集会所や下水道管、開発で必要となる公園などの公共施設等を一括的に整備することで計画的で効率的なまちづくりを行うこと。

(3) 工事に関する事項

○工事に際しては、関連法規をはじめ以下の事項を遵守すること。

ア．工事に先立ち、計画内容等の地元説明を行うとともに、工事中の現場対応のため責任者と連絡先を明記した工事管理体制表を作成すること。

イ．工事中は、特に騒音、振動を抑えるよう配慮して作業を行い、万一、周辺の家屋等に損害を与えた場合は、補償等の適切な対応を行うこと。

ウ．工事車両の通行にあたっては、十分な安全対策を講じるとともに、工事車両が集中しないよう配慮すること。

(4) その他

○都市計画法、建築基準法等の関連法規並びに大阪府及び東大阪市の各種条例・要領・指針等を遵守すること。

○当該事業用地の開発にあたっては、都市計画法第29条の規定に基づき一体の開発行為として許可を受けること。

4 申込みから契約の締結まで

4-1 入札参加資格

(1) ① 入札には、個人、法人を問わず参加していただけます。

なお、落札された場合は、入札書の入札者欄に記載された方が売買契約における買受人となります。

② 2人以上の共有名義で参加することもできます。

ア. 次の(ア)から(サ)までのいずれかに該当する方は入札に参加することができません。(共有予定者を含む。)

(ア) 成年被後見人

(イ) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

(ロ) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

(ハ) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

(ニ) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者又は営業の許可を得ていても入札、契約行為について制限されている未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

(ホ) 破産法(昭和22年法律第75号)第2条第4項に規定する破産者で復権を得ない者

(ヘ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(ニ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号、並びに大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第2号及び第4号に規定する者

(フ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体に該当する者

(ク) 大阪府と締結した土地売買契約における違約金の完納の日から6か月を経過しない者

(サ) 大阪府が実施した府営住宅用地の売却にかかる入札において落札しながら契約を締結しなかった者で、当該入札の契約締結期限の日から6か月を経過しない者

イ. 入札物件において住宅の建築計画がある場合は、本件入札参加の申込みの日から入札の日までの期間において、営業を行うにつき、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条第1項の免許を受けている者であること。なお、共同で入札に参加する場合については、入札に参加する者いずれかがこの要件を満たせばよい。

ウ. 本件入札参加の申込みの日から入札の日までの期間において、次の(ア)から(エ)までのいずれにも該当するものであること。

(ア) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の

申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けた者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(イ) 宅地建物取引業法第65条第2項又は第4項の規定による業務の停止命令を受けた者でないこと。

(ロ) 営業を行うにつき、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の登録を受けている者にあつては、同法第26条第2項の規定による事務所の閉鎖の命令を受けた者でないこと。

(ハ) 営業を行うにつき、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けている者にあつては、同法第28条第3項又は第5項の規定による営業の停止命令を受けた者でないこと。

エ. 入札の公告の日から入札の日までの期間において、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当しないものであること。

(ア) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

(イ) 大阪府から建設工事等に関し損害賠償請求を受けている者（入札参加申請の提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）

(2) 入札には、2者以上が共同で参加することもできます。

所有権を2者以上の共有を予定している場合、必ず共有予定者の連名でお申込みください。

共有予定者の連名で申込む場合、入札書の入札者欄に記載された方が代表して入札手続を行っていただくことになります。

4-4の「共同入札について」P. 9をご参照ください。

(3) 入札への参加は、単独・共同の別を問わず1者1参加とし、重複して参加することはできません。

4-2 現地開放

(1) 日時

物件番号1	吹田藤白台住宅用地	令和4年1月14日(金)午前10時00分～午前10時30分
物件番号2	東大阪中鴻池住宅中央用地 東大阪中鴻池住宅南側用地	令和4年1月14日(金)午後1時00分～午後1時30分

(2) 場所 事業用地の現地（物件番号1：P. 24 物件番号2：P. 38）

(3) 注意点

ア. 説明会はありませんので、必ず各自で現場の確認・調査をしてください。

イ. 調査・確認される際は、地域住民の迷惑にならないよう、ご配慮ください。

ウ. 駐車場は設けておりません。電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。

エ. 現地開放への参加は、各入札参加予定者につき2名までとしていただき、マスクの着用等感染症予防対策にご協力をお願いします。また、熱（37.5度以上）のある場合や体調不良（だるい、咳が出るなど）の場合は、参加をご遠慮ください。

4-3 質疑応答

(1) 受付日時 令和4年1月21日(金) 午前10時00分から午後5時00分まで

(2) 回答日時 令和4年2月4日(金) 午後3時から

(3) 受付方法

質疑は電子メールで提出してください。

送信先: jutakukeiei-g07@gbox.pref.osaka.lg.jp

電子メールの件名は『【事業用地名称】入札質疑について』としてください。

例:【吹田藤白台住宅用地】入札質疑について

受信後、着信した旨のメールを返信します。受付当日の午後5時30分までに返信メールが届かない場合は、お問合せください。(巻末参照)

(4) 回答方法

回答は、下記URLのホームページに掲載します。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jutaku/youchikatsuyou/>

(5) 注意点

- ア. 様式は自由ですが、Word形式のファイルに、質問者氏名(法人名)・住所・連絡先電話番号・担当者名を明記のうえ、メールに添付してください。なお、記名等が無いものにはお答えできません。
- イ. 質疑回答書は土地売払条件の一部となります。

4-4 入札参加申込みの受付

入札に参加するためには、事前の申込みが必要です

入札に参加を希望する方は、入札参加資格を確認し、必要書類を作成のうえ所定の日時に電子メールでお申込みください。電子メールの件名は、【令和3年度第1回入札参加申込み】とした後に【参加者名】を記載してください。

入札参加書等は、この実施要領に添付(後掲)している様式を使用してください。ただし、提出書類はすべてPDF形式とし、1つのファイルにまとめてください。ファイル名は、『【事業用地名称】入札参加申込みについて』としてください。

例:【吹田藤白台住宅用地】入札参加申込みについて

単独で入札する場合、共同で入札する場合とも、この参加申込の名義人を土地売買契約書の買受人とし、不動産登記上の名義人としてします。所有権を共有とする場合は、必ず共同でお申込みください。

共同入札について

2人以上が共同で参加する場合(以下「共同入札者」という。)、事業の円滑な実施を期するため、共同入札者のうち1者を落札者の決定に至るまでの事務及び契約締結にかかる一切の債務を代表する代表事業者として定めてください。ただし、土地売買契約にかかる債務は全者が連帯して負うものとします。

共同入札者の変更は、大阪府が支障ないと認める場合に限り、入札日の前日までの間、受け付けますが、代表事業者の変更は認められません。なお、入札日以降は共同入札者の変更・追加・辞退は認めません。

(1) 受付日時 令和4年2月14日(月) 午前10時00分から15日(火) 午後5時00分まで

(2) 送信先 jutakukeiei-g07@gbox.pref.osaka.lg.jp

(3) 必要書類

① 令和3年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札(第1回) 入札参加書(P. 60)

② 誓約書(P. 68)

(4) 注意事項

ア. 提出いただいた「入札参加書」に申込みの受付処理を行い、入札時の入札参加書として返信メールにて交付します。

イ. 申込者が入札時の入札者となります。

ウ. 入札参加資格を有しない者または入札日までにこの資格を失った者は、入札に参加することができません。

エ. 入札日までの間は申込者名、申込者数等は公表いたしません。

オ. 申込み後の辞退は可能ですが、速やかに(必ず入札日の前日までに)大阪府建築部住宅経営室施設保全課資産活用グループへ辞退届を電子メールにて届け出てください。(辞退届の様式は自由ですが、A4サイズ of 用紙に参加を辞退する旨及び、申込者名・住所・連絡先・担当者名を明記のうえ、印鑑登録印を押印して作成し、先に交付済の入札参加書とともに提出してください。)

カ. 申込者が多数の場合、入札会場を変更する場合があります。入札会場を変更する場合は下記 URL のホームページへ掲載します。必ず入札日の前日若しくは当日にご確認ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jutaku/youchikatsuyou/>

※本入札においては代理人による入札は認めておりません。必ず、入札物件の所有を予定されている方が入札に参加するようにしてください。

4-5 入札

(1) 入札日時

物件番号 1	吹田藤白台住宅用地	令和4年2月17日(木) 午前10時00分受付開始、午前10時30分受付締切り
物件番号 2	東大阪中鴻池住宅中央用地 東大阪中鴻池住宅南側用地	令和4年2月17日(木) 午後1時00分受付開始、午後1時30分受付締切り

(2) 入札会場 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)41階 会議室10(以下「会場」という。)

(3) 注意点

ア. 入札当日の受付は、(1)に記載の受付開始時刻から行い、受付締切り時刻に締切ります。遅れて来られた方は入札に参加することができませんので、お早めにご来場ください。

イ. 入札に参加される際は、マスクの着用等感染症予防対策にご協力をお願いします。また、熱(37.5度以上)のある場合や体調不良(だるい、咳が出るなど)の場合は、来庁をご遠慮ください。

ウ. 全ての申込者の受付が各受付締切り時刻前に完了した場合は、その時点で受付を締め切ります。

エ. 申込者の受付締切り後、執行官の開始の宣言をもって入札を開始します。会場への入室は、各申込者1名までとします。ただし、受付時の会場への入室は各申込者2名まで入室することができます。

- オ. 受付締切り時刻までに受付を、入札開始までに入札保証金（保証小切手）の納付を済ませていただかないと、入札に参加することができません。なお、会場は所定の時刻をもって閉鎖します。
- カ. 入札書は所定の様式を使用しなければなりません。（P. 64）
- キ. 来場には電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。
- ク. 申込みを受付けた者であっても、この入札日までの間に入札参加資格を失った者は入札に参加することができません。

（4）当日持参していただくもの

- ①令和3年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第1回）入札参加書
（申込み受付の処理がなされたもの（P. 60））
- ②入札保証金納付書（P. 62）
- ③入札保証金（保証小切手）（P. 12～参照）
- ④入札書（P. 64）
- ⑤当日参加される方の身分証明書（社員証など）又は委任状

当日は、各書類等の受渡しやくじ引き（同額での入札があった場合）を行います。これらの行為は、法人の場合は、当該法人に所属する役員又は社員に行っていただきますので、これらの行為を行っていただく方の所属が確認できる社員証が必要となります。名刺は、社員証の代わりになりません。社員証がない場合は、委任状を提出してください。

入札者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、保険証など個人が確認できるもの。当日、出席できない場合は、これらの行為を行っていただく代理人に対する委任状を提出してください。（P. 66）

入札に当たっての注意事項

- （1）事業用地の売却価格には予め最低売却価格を設定しており、これを下回る金額の入札書は無効となります。（P. 2「事業用地一覧」参照）
- （2）入札書には、入札者の住所、氏名（法人の場合は、法人名）記載してください。
共同入札の場合は代表事業者が作成してください。
- （3）入札書への金額の記入には、アラビア数字（0、1、2、3…）の字体を使用し、最初の数字の前に¥マークを付け、物件の総額を記入してください。
- （4）金額欄の記入において使用する通貨単位は、日本国通貨（円）に限ります。
- （5）入札済の入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- （6）次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - ア. 入札金額が、最低売却価格に達しない入札
 - イ. 入札参加資格のない者がした入札又は委任状を提出せずに代理人がした入札
 - ウ. 指定の時刻までに入札書を提出しなかった入札
 - エ. 所定の入札書によらない入札
 - オ. 入札保証金を納付していない者の入札
 - カ. 入札金額が入札保証金の50倍を超える入札
 - キ. 入札者の記名がない入札

- ク. 入札者が1人で2枚以上の入札をした場合、その全部の入札
- ケ. 共同入札の場合で、代表事業者及びその他の共同入札者がそれぞれ入札した場合、その全部の入札
- コ. 入札金額、入札者の名称その他主要部分が識別し難い入札
- サ. 入札金額を訂正した入札
- シ. 入札に関し、不正な行為（他の者の入札書を覗き見る等）を行った者がした入札
- ス. 電話、電送又は郵送をもって送付してきた入札
- セ. 入札に関する公告又は実施要領に違反した入札

入札保証金について

- (1) 入札に参加するためには入札保証金（保証小切手）の納付が必要です。入札当日の受付時に受領いたしますのでご用意ください。
- (2) 入札保証金の納付は入札1件あたり1回限りです。一旦受領した後は追加や変更ができませんのでご注意ください。
- (3) 入札保証金は、入札金額の100分の2以上（円未満切上げ）の額を納付してください。

[例] (入札しようとする金額)
(入札保証金)

$$500,000,000\text{円} \times \frac{2}{100} = 10,000,000\text{円以上}$$
- (4) 入札保証金は、保証小切手（大阪手形交換所に加盟する金融機関の大阪手形交換所管内の本支店等が振り出し、発行日から10日以内のものに限る。）で納付してください。
- ※保証小切手は、一般線引き小切手にしてください。（特定線引き小切手は不可）
- (5) 入札保証金は、落札者以外の方には入札終了後その場で還付し、落札者には契約締結後に還付します。なお、落札者への還付については還付請求の日から2週間程度を要しますのでご了承ください。
- (6) 入札保証金には、利子は付しません。
- (7) 落札者の入札保証金は、売買代金に充当することができます。
- (8) 落札者が落札物件の売買契約を締結しないとき（落札後、入札参加資格（P. 7 参照）を有しない者であることが判明し、失格したときを含む。）は、入札保証金は還付されませんので、ご注意ください。

小 切 手 の 見 本

- 入札保証金は、保証小切手で納付してください。
- 保証小切手は、金融機関が自己を支払人として振り出すものです。
- 一般には、金融機関に現金を持参するか、定期預金を担保にして、保証小切手を作成することができます。

銀行 銀行 銀行	A000000	小 切 手	大阪 2701 0000 - 000
	支払地 大阪府〇〇市 株式会社〇〇銀行 〇〇支店		} 支払人
金額	¥ 0 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 ※		
上記の金額をこの小切手と引換えに持参人へお支払いください			
振出日 令和 年 月 日	株式会社〇〇銀行 〇〇支店		} 振出人
振出地 大阪府〇〇市	支店長 〇〇 〇〇		

(注)

1. 支払人、振出人が同一金融機関となっていること。
2. 納付日（入札日）において、振出日から 10 日以内であること。
3. 大阪手形交換所に参加する金融機関の大阪手形交換所管内の本支店等が振り出したものであること。

落札者の決定

(1) 入札締切り後、直ちに開札します。

(2) 落札者は、次の方法により決定します。

ア. 有効な入札を行った者のうち、入札金額が、大阪府が定める最低売却価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者。（その金額を落札金額とします。）

イ. アに該当する者が 2 人以上あるときは、開札後直ちに行うくじ引きにより決定します。（この場合、該当者はそれを辞退できません。）入札者が法人の場合は、法人に所属する役員又は社員により、くじを引いていただきます。入札者が個人の場合は、その個人又は代理人により、くじを引いていただきます。

くじを引く者について

○入札者が法人の場合…法人に所属する役員又は社員

○入札者が個人の場合…入札者自身又は代理人（委任状が必要）

ウ. 開札の結果、最高入札金額が最低売却価格に達しないときは、再入札は行わず、入札を打ち切ります。

(3) 開札結果は、速やかに大阪府ホームページ等で公表します。また、入札の公平性・透明性確保のため、入札内容（物件所在地、数量、入札者の住所・氏名・入札金額）をホームページ等で公表する予定ですので、参加者はこのことを了承した上で入札に参加してください。

(4) 共同入札により入札に参加された方が落札者となった場合は、速やかに次の事項に関する申立書を提出してください。

①落札した土地の所有権持分割合

②契約金額の負担区分

③入札保証金の充当金額区分又は還付金額区分

④登録免許税額の負担区分

※本入札にかかる売買契約は土地所有権の移転を伴うものであり、共同買受けによる買受け者のうちいずれかの者の共有持分割合を0として契約することはできません。

(5) 契約を締結する権利は落札者のみが有します。落札者と契約締結に至らなかった場合でも二番札以降の方と契約することはありません。

4-6 土地利用条件への適合確認

落札者は、この実施要領に定めた土地利用条件のうち基本的事項の適合状況の確認のため、令和4年3月4日（金）までに下記資料を提出してください。

大阪府による確認の結果、土地利用条件に適合しない部分があった場合は、大阪府からの指摘後5日以内（5日目が閉庁日の場合は、その翌開庁日まで）に適合させなければ契約できません。

＜提出資料＞

①土地利用計画図（土地利用条件に定める施設、附属施設の配置及び各面積等がわかる図面等）

※落札者は事業用地の全面を土地利用条件に定める用途に使用しなければなりません。

②事業スケジュール（土地売買契約締結以降の開発手続きや埋蔵文化財調査、造成工事、建築工事、住宅販売計画や営業開始等の必要な予定時期を記入したもの）

なお、売買契約締結後も、開発許可申請時など適時に土地利用計画がこの実施要領に定めた条件に適合することを確認するために必要な図書を提出していただきます。

4-7 売買契約締結に必要な書類の提出及び個人情報の収集・提供

(1) 落札者（共有予定者を含む）が法人の場合で、大阪府から提出の求めがあったときは、落札後速やかに、下記①～③の書類を提出してください。

①法人履歴事項証明書又は現在事項証明書（落札者が個人の場合は住民票（マイナンバーの記載がないものに限る）（原本で発行日より3か月以内のもの）

②印鑑証明書（原本で発行日より3か月以内のもの）

③役員名簿（住所、氏名、読み仮名、生年月日、性別が分かるもの）（法人のみ）

(2) 落札者（共有者を含む）が大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号の規定に該当しない者であることを確認するため、大阪府は、同条例第24条第2項の規定に基づき、落札者から提出のあった①～③の資料から収集した個人情報を大阪府警察本部に提供します。

4-8 売買契約の締結

(1) 大阪府と落札者との売買契約は、令和4年3月30(水)までに府有財産売買契約書（案）（P. 46～58参照）により締結することとします。なお、契約締結日は、落札者と調整のうえ決定します。

※売買契約の名義人は、「落札者」名となります。

※共同入札による落札の場合は、「共同入札者全員」が名義人となり、その変更はできません。

※落札した場合でも、土地売買契約締結までに入札参加資格を失った場合は、契約を締結できないことがあります。これにより落札者に損害が生じて、大阪府はその責任を負いません。

(2) 締結場所 大阪府 建築部 住宅経営室 施設保全課 資産活用グループ

(大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)26階(巻末参照))

(2) 売買契約を締結する際には、あらかじめ提出いただいた印鑑証明書に登録されている印鑑(実印)での押印が必要です。

(3) 落札者は、契約締結と同時に、売買代金の全額を支払わなければなりません。

府が発行する納入通知書によりお支払いください。なお、入札保証金は、売買代金に充当できます。

(4) 落札物件の所有権は、売買代金の全額が支払われたときに移転するものとします。

(5) 所有権移転登記は、売買代金全額の入金確認後、大阪府が行います。また、所有権移転登記に併せて、買戻特約を登記します。落札者は、登記に必要な書類(登記承諾書及び印鑑証明書等)をあらかじめ大阪府に提出しなければなりません。

(6) 売買契約の締結及び登記に要する費用(印紙税(収入印紙)、登録免許税)は、全て落札者の負担とします。

(7) 落札者は、自らが住宅地として開発し、かつ住宅の建設及び販売を行うまでは、この事業用地にかかる一切の権利義務を第三者に移転することはできません。

(8) 落札者が落札物件の売買契約を締結しなかった場合、その落札者は、施設保全課が実施する入札に、今回入札の契約締結期限の日(令和4年3月30日(水))から6か月間参加することができません。

4-9 買戻特約の解除

(1) 次の①から⑤のいずれかに該当する場合は、買戻期間満了前でも、買戻特約を解除することができます。買戻期間満了前に買戻特約を解除する必要がある場合は、(2)に定める書面で大阪府に申請し、承認を受けなければなりません。

①開発許可を受けた開発行為において公共施設の用に供する土地を帰属するとき。

②開発許可にかからない場合にあつて公共施設の用に供する土地について寄付等をするとき。

③戸建住宅のみを建築する計画である場合で、開発検査済証の交付を受け、各区画の分筆登記が完了したとき。

④建築確認済証の交付を受けて工事に着手するとき。

⑤開発許可にかからない場合にあつて分譲するとき。

(2) 買戻特約の解除を申請する場合の書面は、アからカのとおりとします。

ア 買戻特約解除申請書

イ 公図(法務局の証明原本)

ウ 現場状況写真

エ その他、土地利用条件を満たしていることを確認するために必要な書類

オ 収入印紙(買戻特約抹消登記に必要な登録免許税額分)

カ (1) ①から⑤の場合により、次のいずれかの書面

- ①の場合 都市計画法第35条第2項の規定による開発許可の通知の写し、開発許可を受けた際の土地利用計画図、帰属する土地の登記事項全部証明書及び地積測量図
- ②の場合 寄付することを証する書類、寄付する土地の登記事項全部証明書及び地積測量図
- ③の場合 開発検査済証の写し、各区画の土地登記事項全部証明書及び地積測量図
- ④の場合 建築確認済証の写し
- ⑤の場合 分譲にかかる土地売買契約書、乙を相手方とする建築工事請負契約書、又は分筆後の各区画の土地登記事項全部証明書及び地積測量図

(3) 大阪府が買戻特約の解除を承認した場合は、買戻特約登記を抹消します。ただし、(1) ①又は②に該当する場合にあっては、帰属もしくは寄付等をする土地についてのみ買戻特約を抹消するものとします。

(4) 買戻特約登記の抹消に要する費用は、全て申請者の負担とします。

4-10 その他の注意事項

(1) 落札者へ物件の引渡しは、所有権が移転した時をもって、工作物や設備配管などの地下埋設物、その他物件に存するものすべてを含め、現状有姿（あるがままの状態）により引き渡したものとします。

※物件調書の記載（図面を含む。）が現状と相違している場合は、現状を優先します。

※物件調書に記載した面積その他の事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約を拒み又は代金の減免を請求することはできません。

(2) 落札者は、売買物件の引渡し後、物件の数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができません。

ただし、大阪府が知りながら告げなかった内容及び落札者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する「消費者」である場合にあっては、この限りではありません。

消費者契約法（平成12年法律第61号）

第2条 この法律において「消費者」とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。

(3) 物件を利用するにあたっては、公序良俗に反することのないようにしてください。また、建築確認や開発許可にあたっては、建築基準法、都市計画法及び府や市町村の条例等により指導がなされる場合がありますので、事前に関係機関にご確認ください。

(4) 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染状況調査については、落札者の責任において調査報告等が必要です。

(5) 売買契約締結の日から物件の引渡しの日までの間において、落札者の責めに帰さない事由により、物件に滅失、き損等の損害を生じたとき、その損害は府の負担とします。

(6) 物件の隣接土地所有者や地域住民への説明等、当該土地利用に関する調整等については、すべて落札者において行っていただきます。

(7) 越境物に関する隣接土地所有者等との協議については、すべて落札者において行っていただきま

す。

- (8) 落札者が売買契約に定める義務を履行しないために大阪府に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (9) 買受け申込みに際して提出いただいた書類は、申込みを取下げた場合を含めて理由の如何を問わず返却できません。

5 物件調書

○この調書は、事業への参加希望者が現地を確認する上での参考資料です。お申込みの前に、必ず現地をご確認ください。

○最寄り駅からの距離は、駅から物件までの概ねの直線距離を表示しています。

○道路幅員は、原則として現況の幅員を表示していますので、建物建築等に伴い必要となる道路後退等については、関係機関にご確認ください。

○土地利用に必要な接道条件（幅員、連続性等）については、関係機関と十分協議してください。

○各種供給処理施設（上・下水道、電気、ガス等）の利用にあたっては、各事業者と十分協議してください。

物 件 明 細

物件番号		事業用地名称		吹田藤白台住宅用地				
1		所 在 地		吹田市藤白台三丁目119番90				
交通機関		阪急北千里線「北千里駅」から南東へ約0.8km						
面 積		登 記 簿 : 6,524.59㎡ 実 測 : 6,524.59㎡			地 目		宅地	
接面道路の状況		北東側 : 幅員 6.5m (市道藤白台23号線) 南東側 : 幅員 14.2m (市道藤白古江線)						
法令等に基づく制限	都市計画法		市街化区域					
			用途地域		第一種中高層住居専用地域			
			地域地区		第三種高度地区			
			建 蔽 率		60 %		容 積 率	
	その他の法令等		千里ニュータウン地区地区計画					
私道の負担等に関する事項		負担の有無		無				
		負担の内容		—				
供給処理施設の状況	区 分		配管等の状況		照 会 先 及 び 電 話 番 号			
	公営水道		有		吹田市水道部工務室給水相談グループ 06-6384-1258			
	電 気		有		関西電力送配電(株)コンタクトセンター 0800 - 777 - 3081			
	都市ガス		有		大阪ガス(株)導管情報センター 06-6202-2141			
	公共下水道		有		吹田市下水道部下水道管理課管路保全室 06-6384-2068			
【留意事項】								
1. 既存建築物、工作物や設備配管などの地下埋設物、その他当該事業用地に存するものすべてを現状有姿で売却しますので、物件の引渡しはあるがままの状態です。								
2. 地上又は地中の別に関わりなく、これら既存建築物、工作物等を撤去される場合は落札者の責任（費用負担含む）において関係法令を遵守のうえ適切に実施してください。								
3. 物件内には関電柱・NTTの立上げ管路・支線（1箇所）および関電柱（2箇所）があります。歩道整備に伴う移設等については、関西電力送配電株式会社及びNTT西日本と協議してください。								
4. 物件内にはソフトバンク株式会社所有の基地局アンテナがあります。撤去については大阪府とソフトバンク株式会社の協議により令和4年2月下旬となります。								
5. 物件内には道路標識（1箇所）があります。取扱い等については吹田警察署と協議してください。								
6. 落札者は、事業用地の周囲にある既存の防犯灯については、大阪府から維持管理を引き継がなければなりません。関西電力(株)と協議し名義変更等に必要書類を作成のうえ提出してください。防犯灯の点灯や新設については、吹田市並びに地元自治会と協議してください。								

7. 供給処理施設の状況は、各種台帳等により調査したものです。接続等利用については、事業者において各施設の管理者と協議してください。
8. 道路幅員は、原則として現況の幅員を表示しています。土地利用に必要な接道条件（幅員、連続性等）や建物の建築等に伴い必要となる道路後退等については、関係機関にご確認ください。
9. 当該事業用地の北東側、南東側の市道明示は受けておりませんので、必要であれば落札者において明示を受けてください。
10. 市道藤白台23号線沿いについては、都市計画法第32条に基づき、北側からの整備済み歩道（幅員3m）を延長する形状で敷地内に歩道を整備し、吹田市に移管してください。
また、工事着手の際は、先行して歩道（仮歩道でも可）を整備し、見通しや歩行者の安全性を確保してください。
11. 工事にあたっては、地域住民と工事協定について十分に協議し、必要な対応を行ってください。
12. 本地北側の隣接地については、平面図の範囲①を緑地帯として整備済みです。将来にわたる両用地の環境向上のため、本地北側の平面図の範囲②については、範囲①との連続性、一体性を確保した緑地帯として整備してください。
13. 本地は特定有害物質の使用の履歴がないため、土壤汚染調査は行っておりません。
なお、本地南側の周辺地（吹田市藤白台一丁目103番5号）においては土壤汚染調査が実施されており、土壤溶出量基準を超える第1種特定有害物質「砒素及びその化合物」が検出されています。
調査結果の内容については大阪府建築部住宅経営室施設保全課で閲覧できます。
（お問い合わせ先：大阪府建築部住宅経営室施設保全課資産活用グループ
電話06-6210-9760）

建物の概要					
建物の内容	所 在	吹田市藤白台三丁目119番地90		所有者	大阪府
	家屋番号	(未登記物件につき無)		床面積	1 7 棟：1,509.82㎡ 1 8 棟：1,939.88㎡ 1 9 棟：1,325.68㎡ 2 0 棟：2,011.07㎡ 合 計：6,786.45㎡ (注意:ここに記載の延床面積は既存図面に記載されているものであり、不動産登記法その他登記に必要なとなる諸規則等の規定に基づく算定ではありません。)
	種 類	(未登記物件につき無)			
	構 造 等	鉄筋コンクリート造4・5階建			
	建築時期	昭和39年、平成元年増築			
	附属建物	屋根付自転車置場			
	棟数・戸数	4 棟・1 1 0 戸	駐車場	有	
	工 作 物	囲障、階段、給水設備、雨水排水設備、汚水排水設備、ガス設備等		閉鎖時期	平成30年

【特記事項】

1. 既存物を含め、その他当該物件に存するものすべてを現状有姿で売却しますので、物件の引渡しはあるがままの状態です。

2. 建物内の残置物については、買受人の責任において関係法令を遵守のうえ適切に処理してください。建物内部等には、浴槽、バランス釜、瞬間湯沸かし器、照明装置等の動産があります。現状有姿による売却ですので、動産についてもあるがままでの引渡しとなります。家電リサイクル法に基づく処理が必要なものについては、同法に基づき適切に処理してください。また、消火器を処分する際には、「廃消火器リサイクルシステム」を参考にして適切に処理してください。

3. 建物、付属建物、諸設備（電気、ガス、水道等の供給設備）及び工作物は使用できません。

4. 建築物については、契約後2年以内に撤去してください。

5. 建物及び工作物を取壊し処分する際には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などの関係法令に基づき、地中の杭基礎部分や埋設管等を含め適切に処理してください。

6. P.28～35の参考図は、増築工事（平成元年ごろ）の図面です。現状と異なる場合は、現状を優先してください。なお、住棟新築時等の設計図面はありません。また、下記URLで増築工事の図面を参考に公開します。あくまでも参考図ですので、現状と異なる可能性があります。

https://www.pref.osaka.lg.jp/jutaku/youchikatsuyou/r3-1_yochikatsuyo.html

7. 建物の設計図面等には石綿（アスベスト）含有建材の記載がありますが、石綿の種類、含有率、使用量等の詳細が不明です。そのため価格形成要因から除外していますが、そのことにより大阪府が石綿除去費用を負担するものではありません。但し外壁吹付リシンについては調査を行い、価格形成要因としています。入札に当たってはそれらを了知のうえ、石綿除去費用は設計図面等を参考に各自で見積もったうえで入札してください。建物の解体を行う場合には、石綿含有建材について、予め十分調査をした上で工事を行ってください。石綿含有建材の使用が認められる場合は、「大気汚染防止法」、「労働安全衛生

法」に基づく「石綿障害予防規則」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」等の規定に基づく所定の手続きを行った上で適切に処理してください。

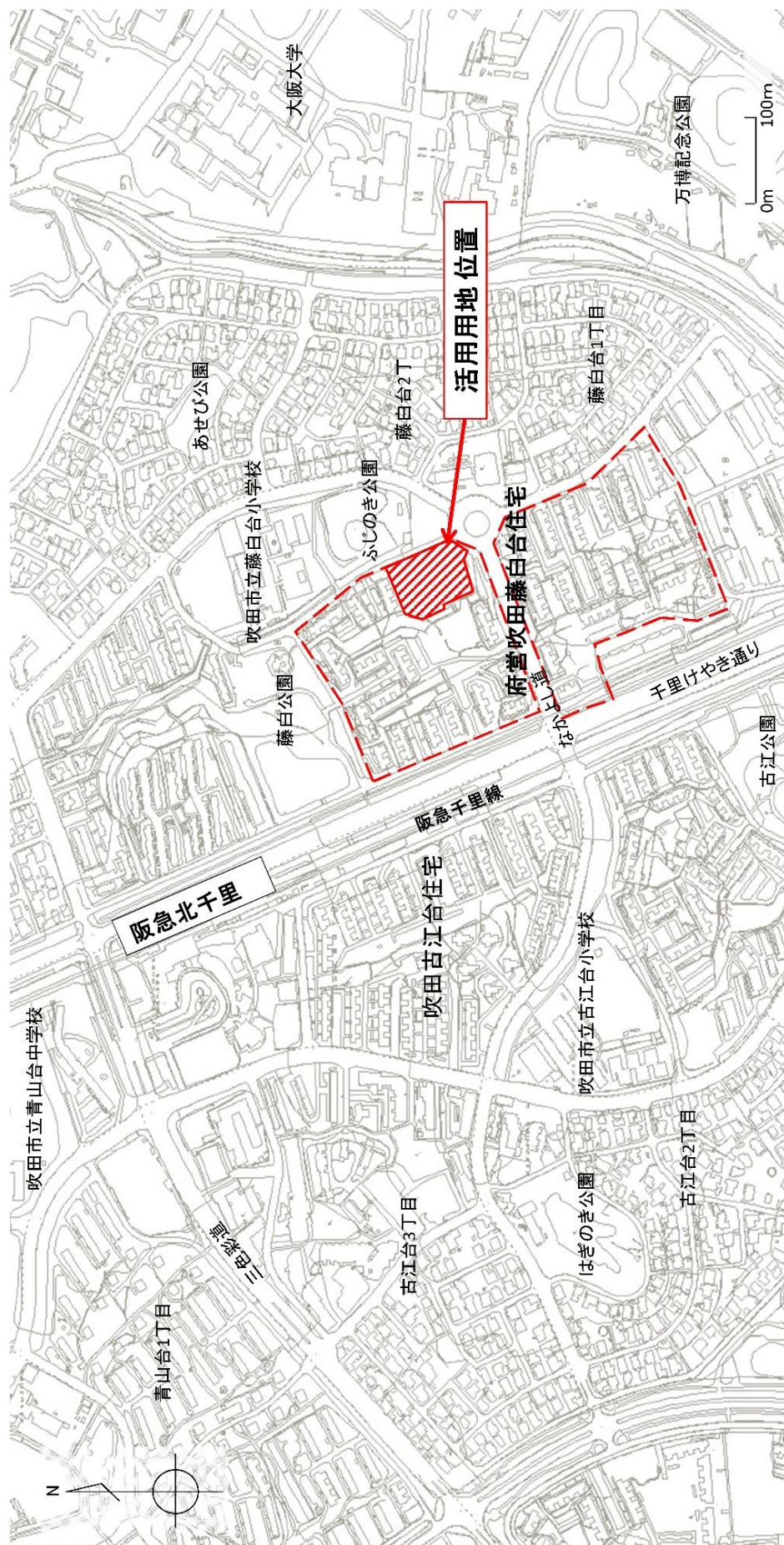
なお、外壁吹付リシンについては、アスベスト含有調査の結果を大阪府建築部住宅経営室施設保全課で閲覧できます。

(お問い合わせ先：大阪府建築部住宅経営室施設保全課資産活用グループ

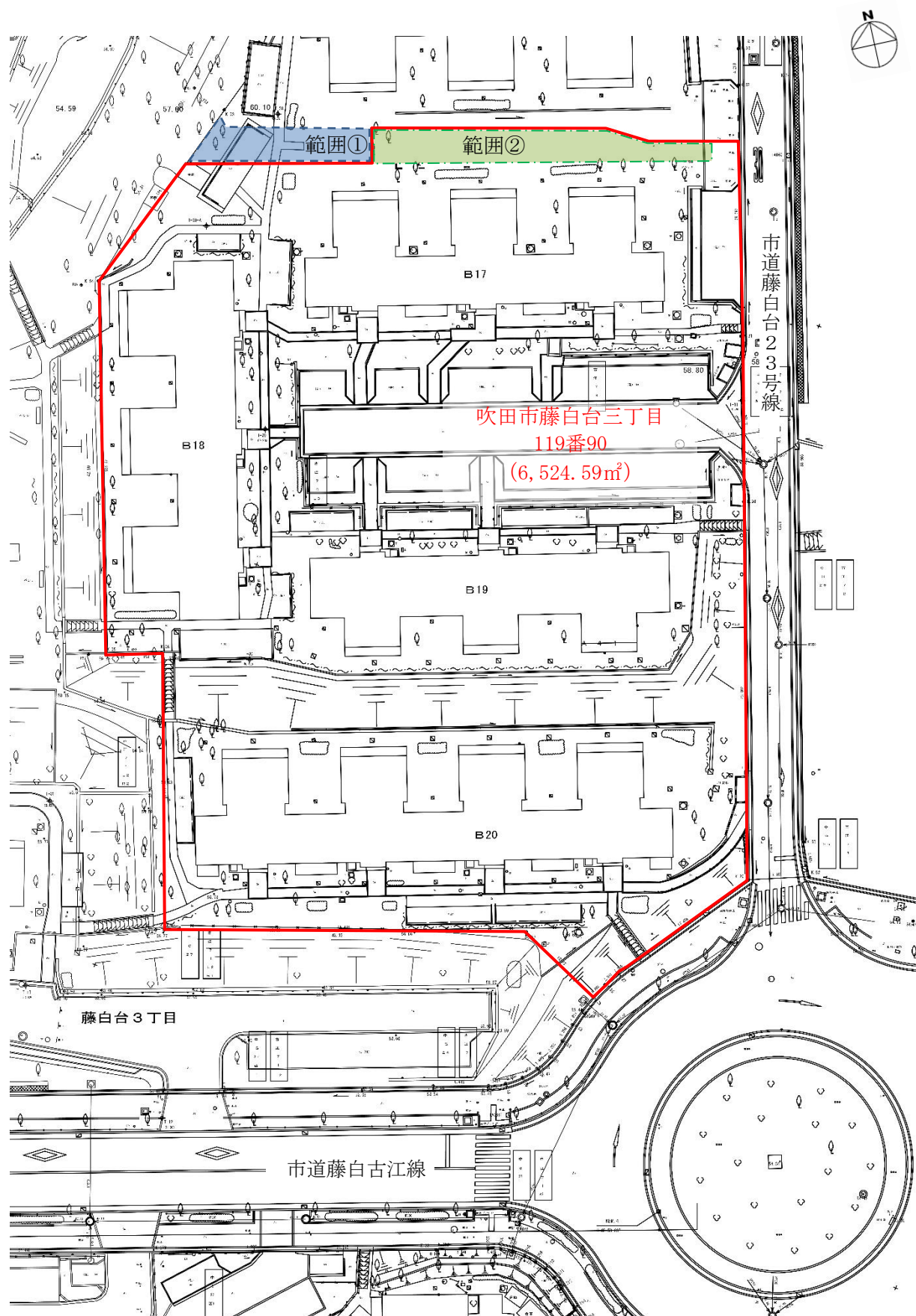
電話06-6210-9760)

8. 建物は未登記ですので、ここに記載している床面積の数量は不動産登記法、その他登記に必要となる諸規則等の規定に基づき算定されたものではありません。

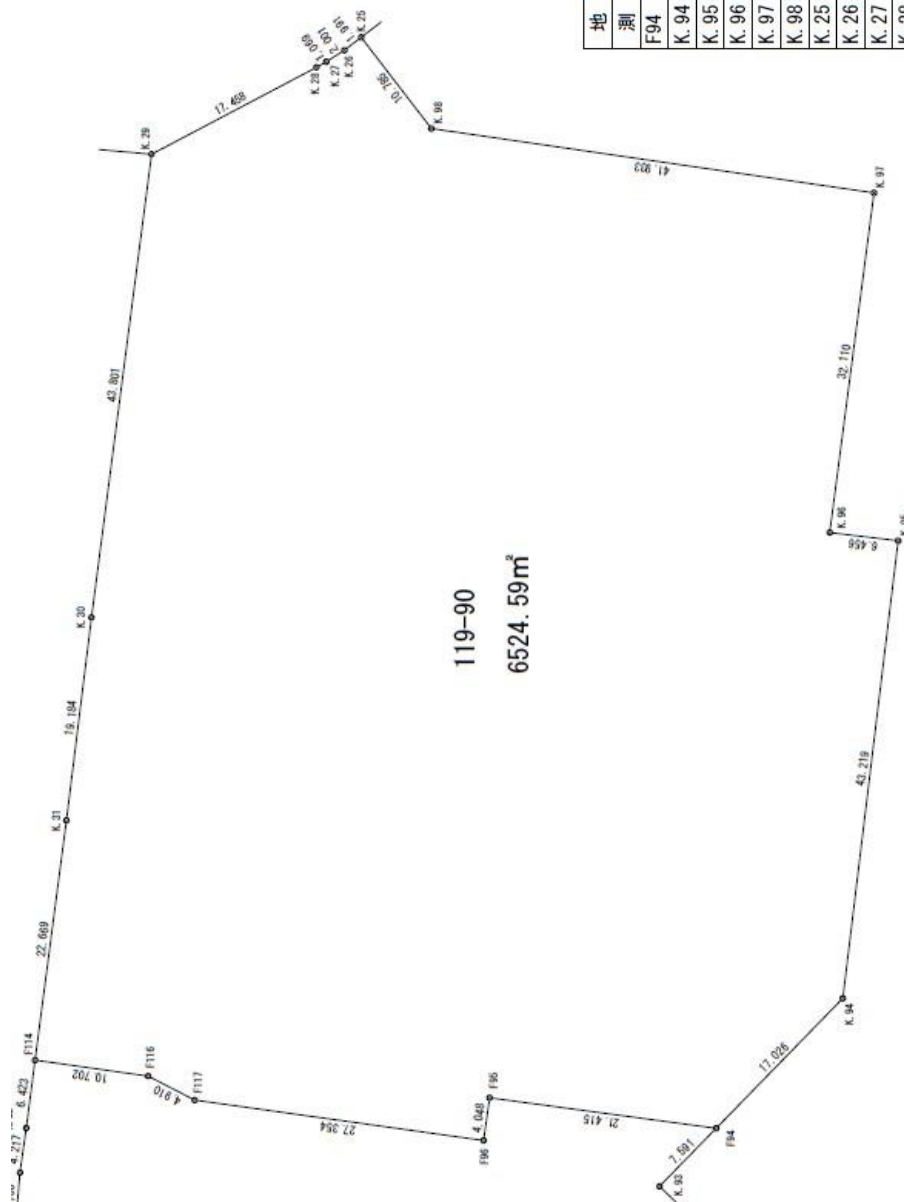
(1) 位置図



(2) 平面図



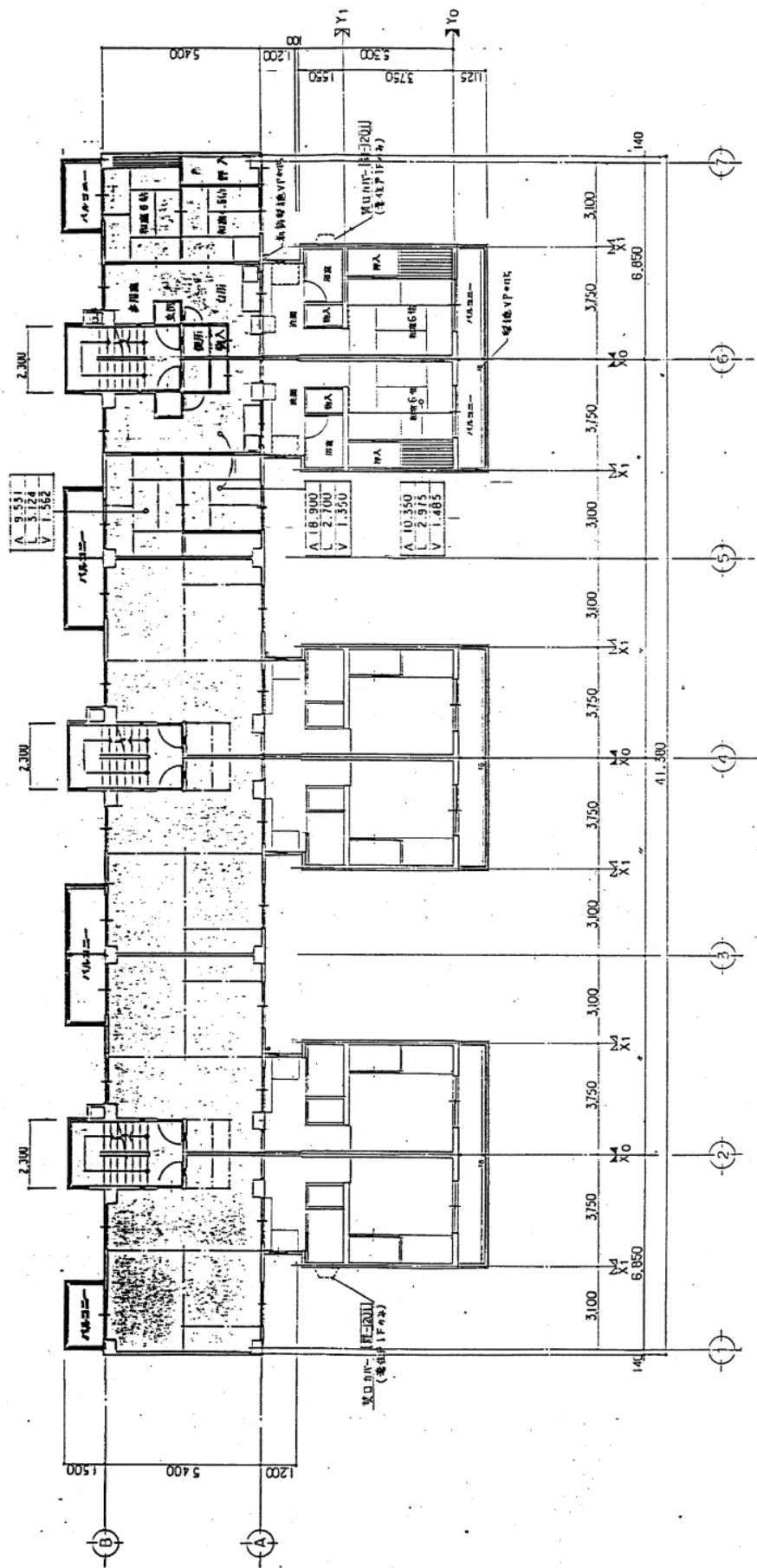
(3) 丈量図



座標求積表

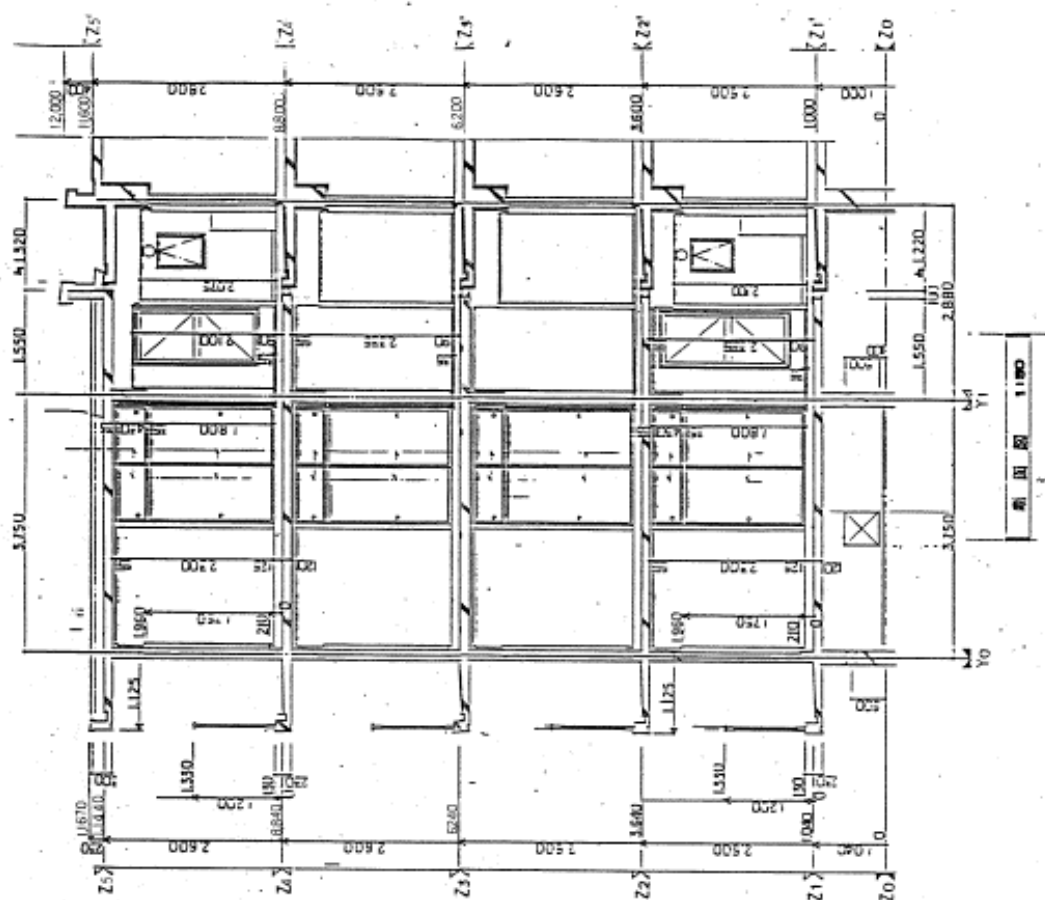
地 點	119-90		Yn	距 離
	Xn			
F94	-131059.899	-44375.082		17.026
K.94	-131076.400	-44379.281		43.219
K.95	-131116.148	-44362.309		6.456
K.96	-131113.610	-44356.372		32.110
K.97	-131143.262	-44344.050		41.933
K.98	-131127.746	-44305.093		10.785
K.25	-131131.862	-44295.124		1.991
K.26	-131130.021	-44294.364		2.001
K.27	-131128.244	-44293.444		1.069
K.28	-131127.331	-44292.887		17.458
K.29	-131112.554	-44283.590		43.801
K.30	-131072.115	-44300.421		19.184
K.31	-131054.454	-44307.913		22.669
F114	-131033.516	-44316.602		10.702
F116	-131037.525	-44326.525		4.910
F117	-131037.750	-44331.430		27.354
F96	-131048.012	-44356.787		4.048
F95	-131051.766	-44355.271		21.415
		倍 面 積	13049.194157	
		地 積	6524.5970785	m ²

(4) 参考図－1

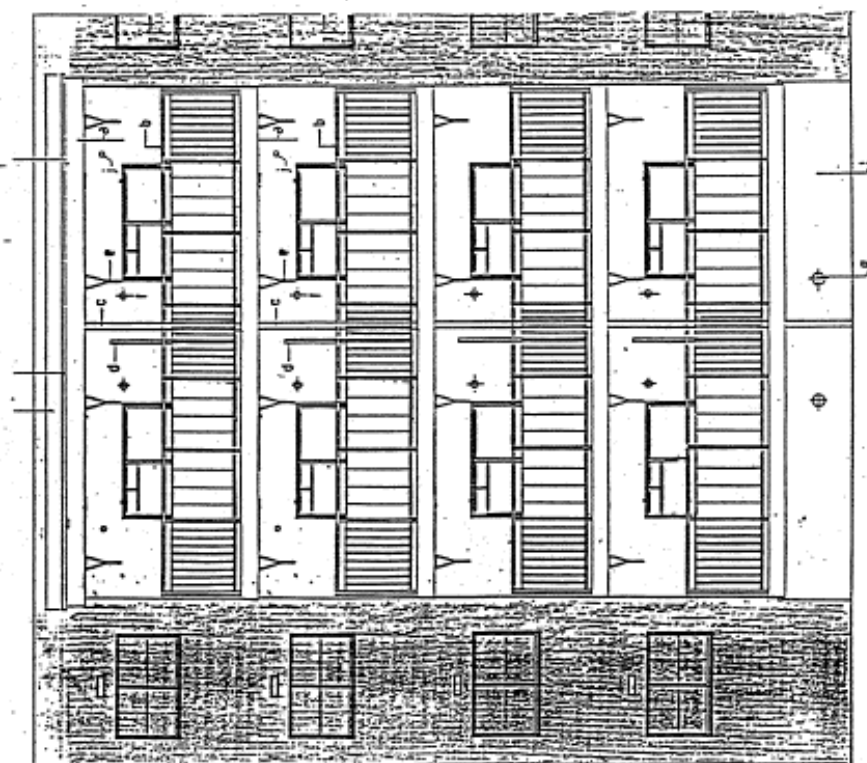


17号棟、19号棟については同じタイプ

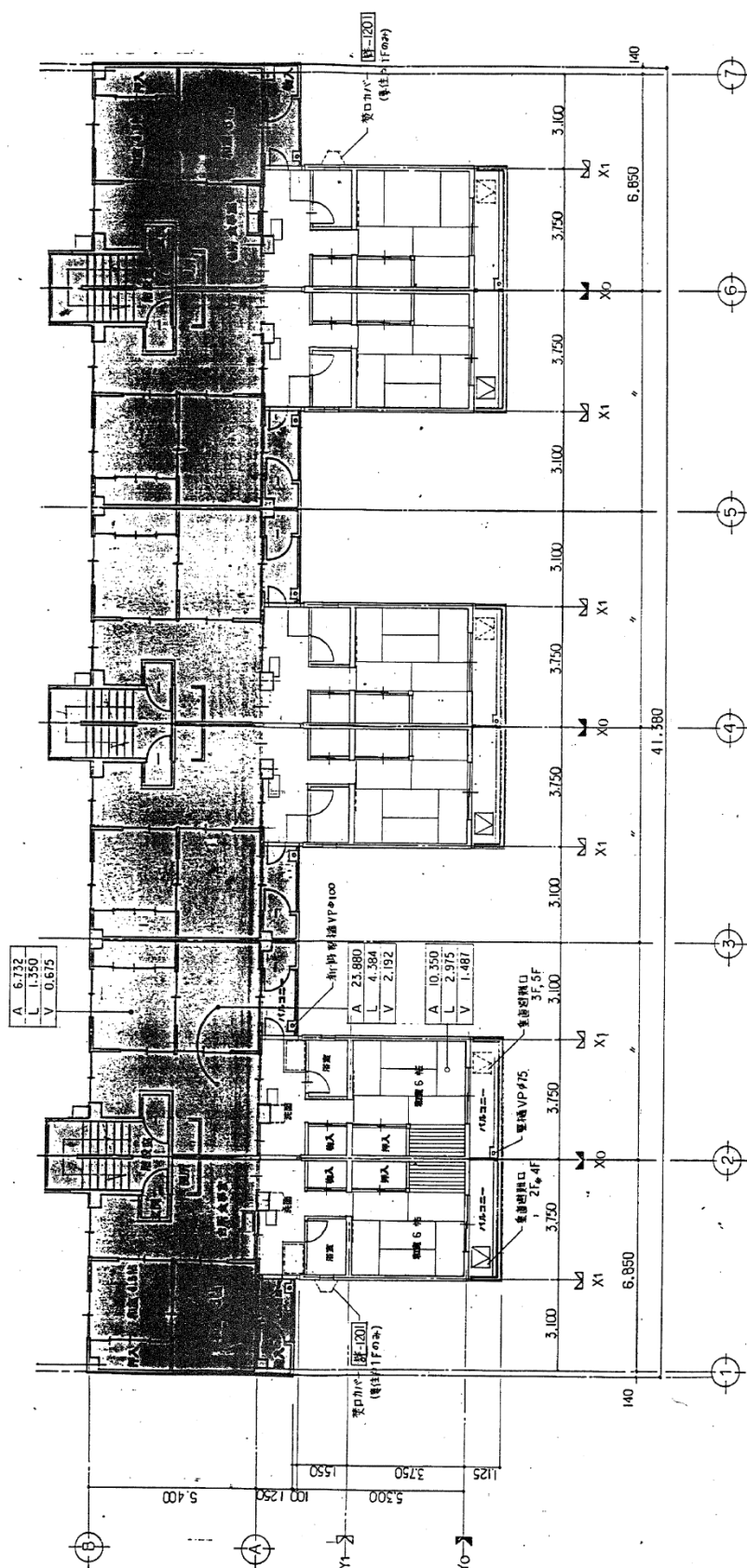
(6) 参考図－3



17棟、19棟については同じタイプ

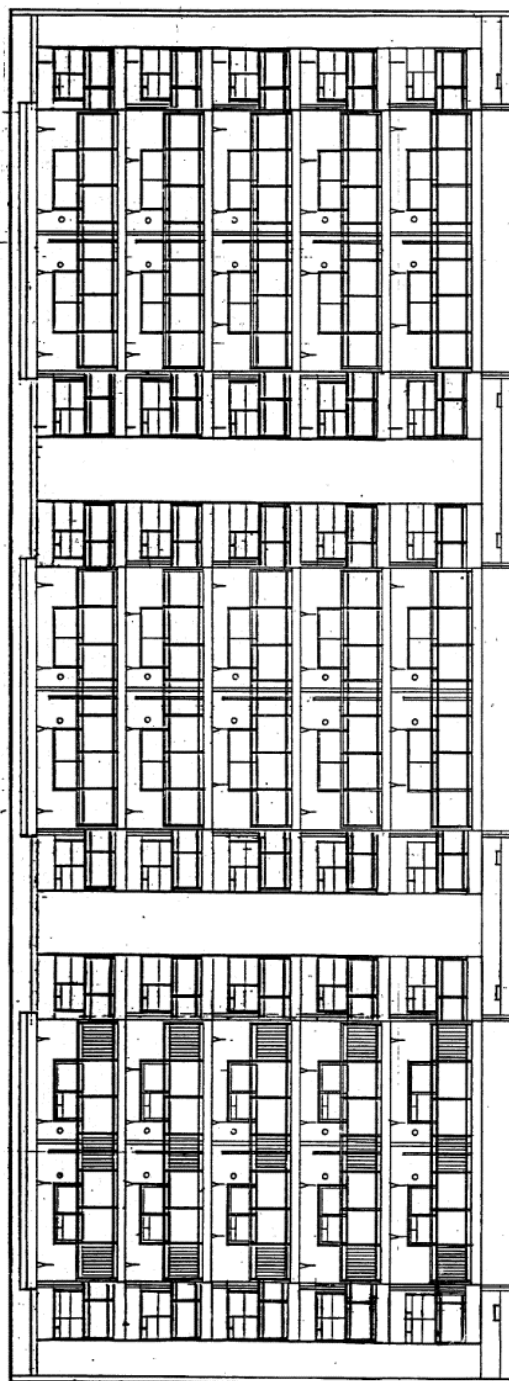


(7) 参考図-4

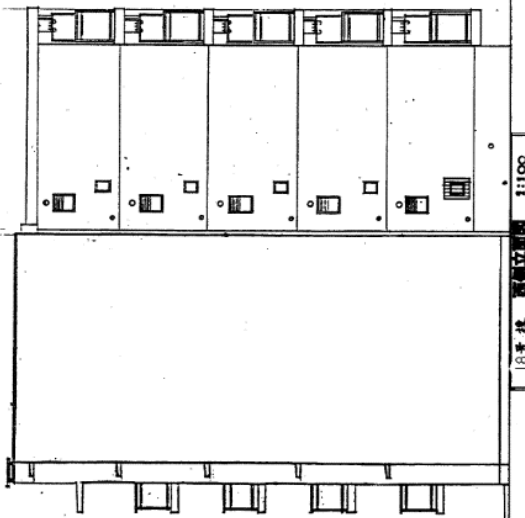
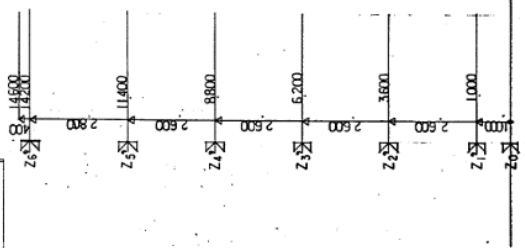
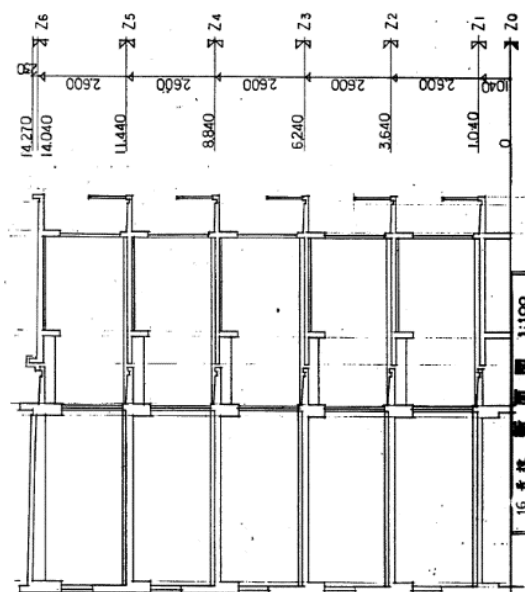


18号棟 1~5 階平面図 1:100

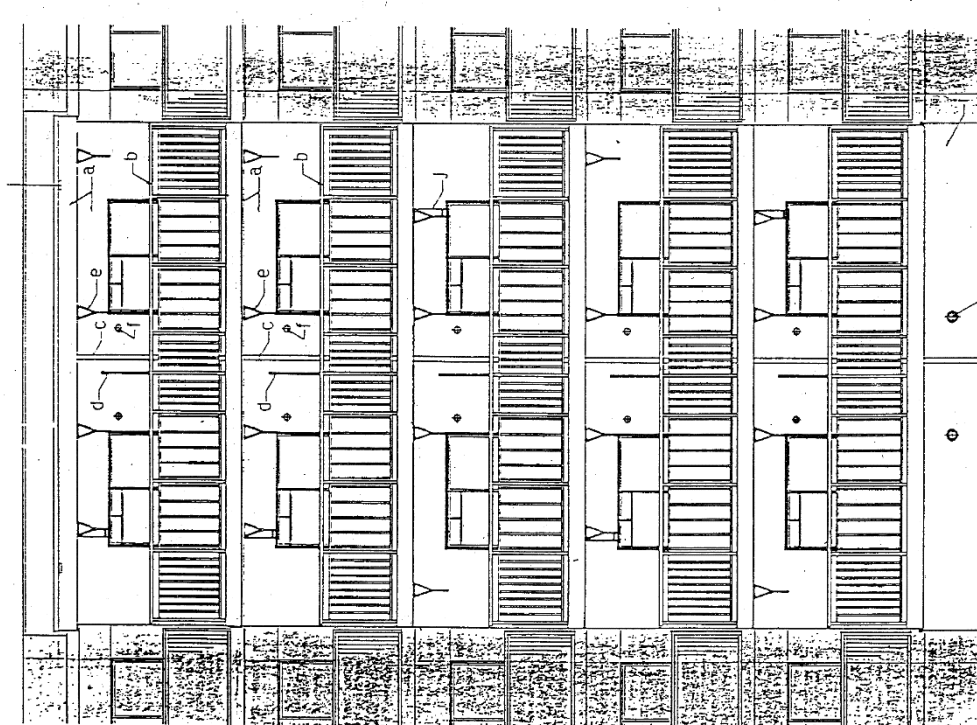
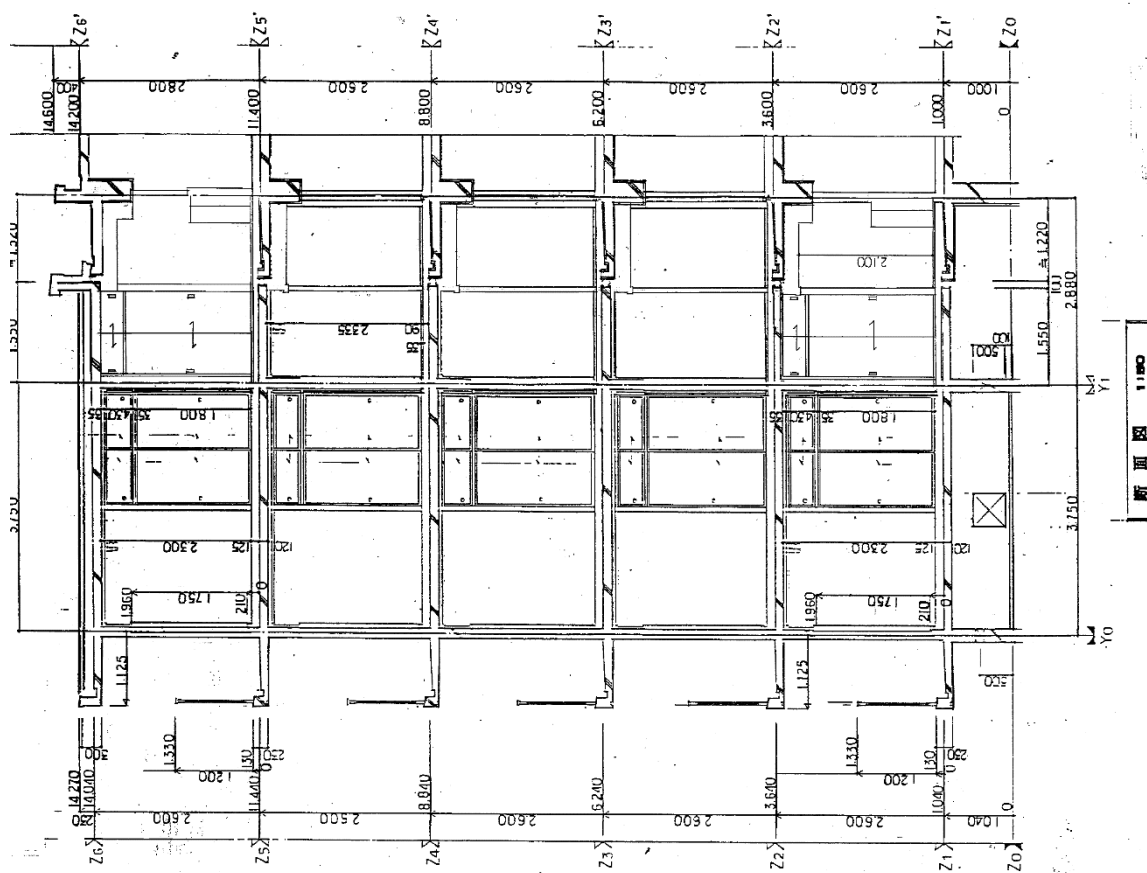
(8) 参考图—5



15号楼 南侧立面图 1:100



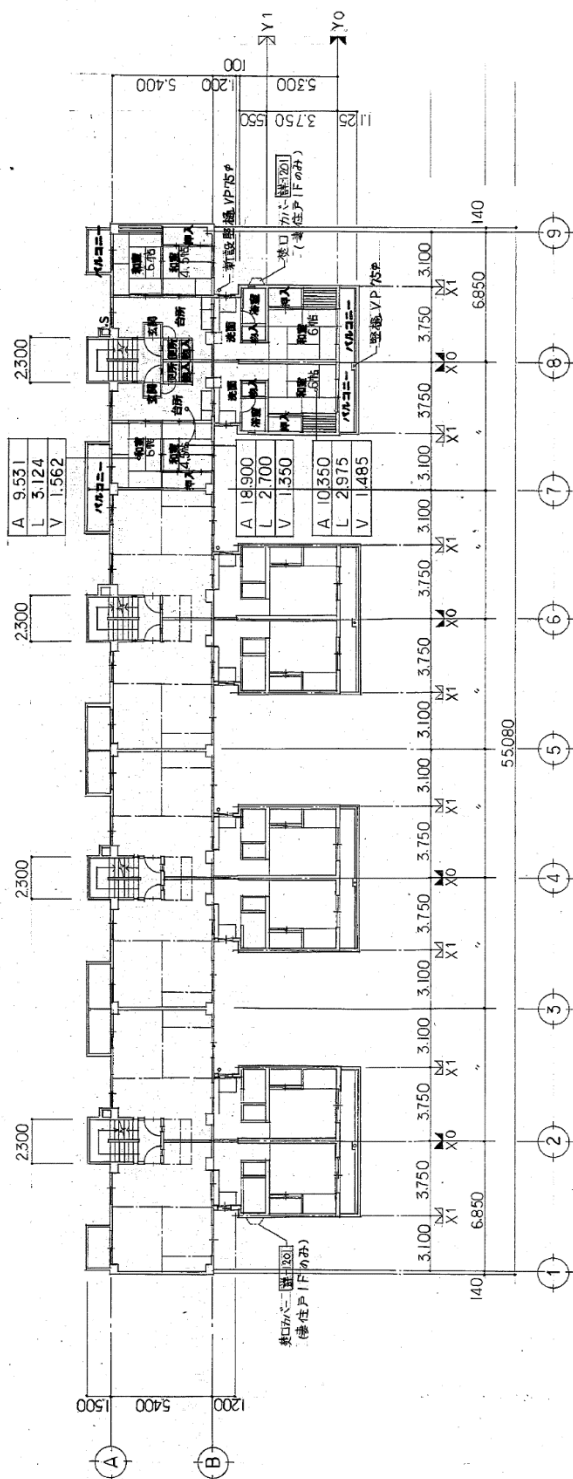
(9) 参考図-6



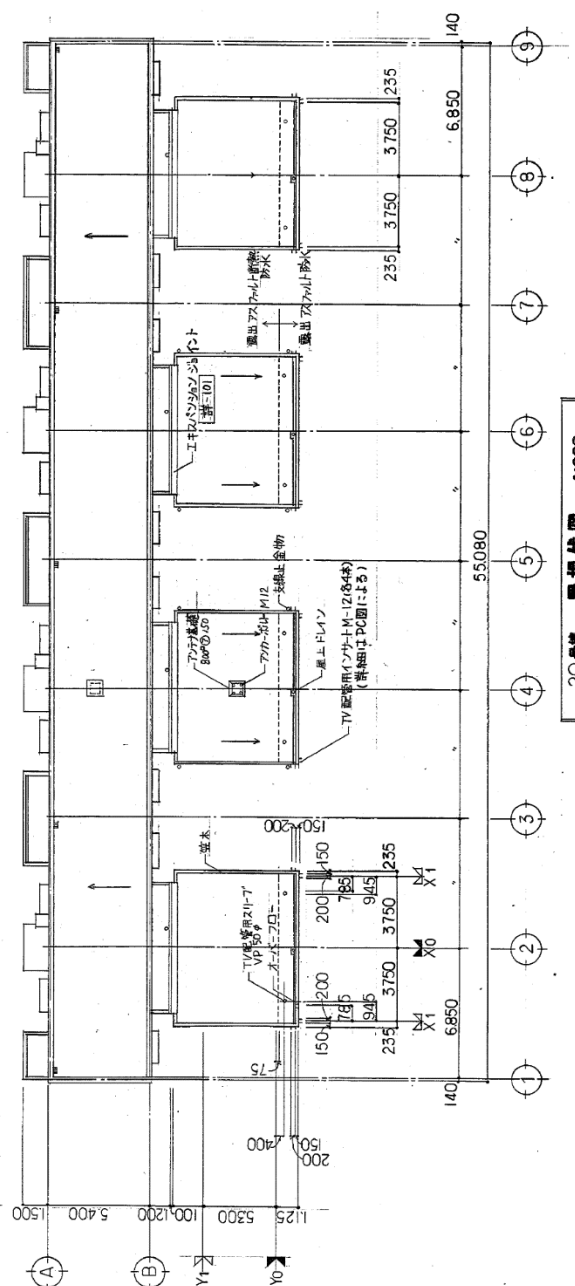
立面詳細図 1/50

平面図位上 1/100	
a) PCRCR-2 AEPR	1/2000-7-400
b) PCRCR-2 AEPR	1/2000-7-400
c) PCRCR-2 AEPR	1/2000-7-400
d) PCRCR-2 AEPR	1/2000-7-400
e) PCRCR-2 AEPR	1/2000-7-400

(10) 参考図-7

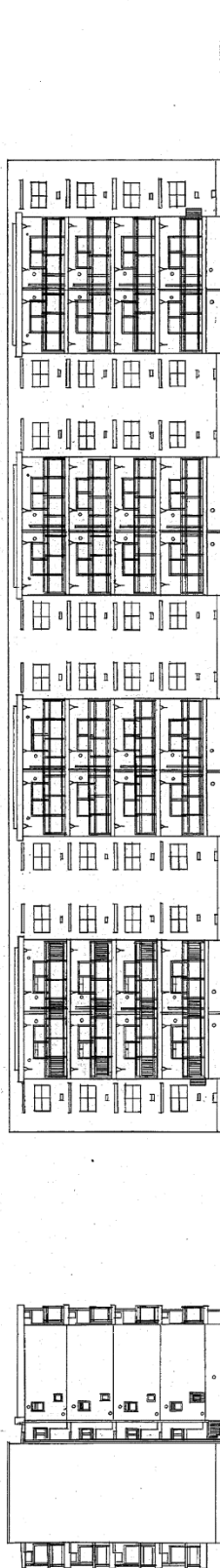


20号線 1~4階平面圖 1:200



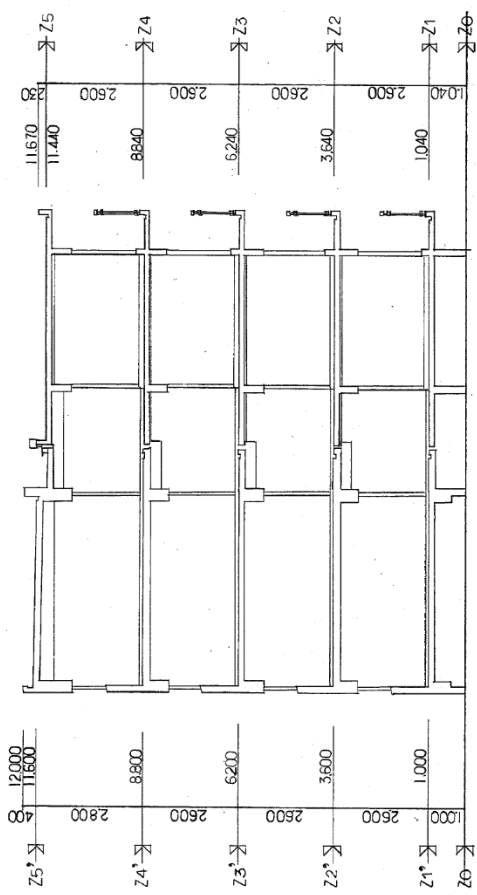
20号線 屋根伏圖 1:200

(1 1) 参考図-8



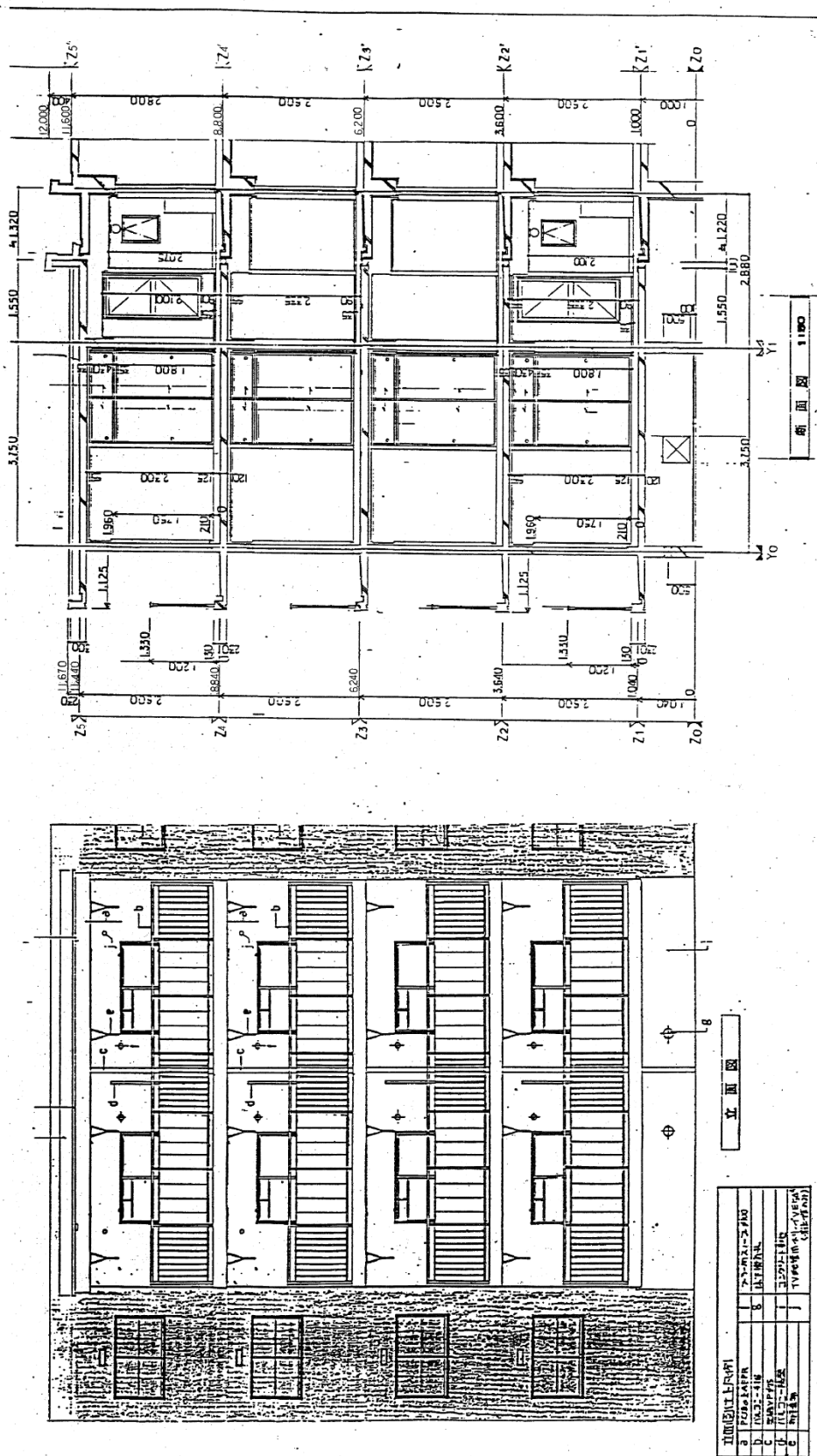
20号樓 北側立面図 1:200

20号樓 東側立面図 1:200



20号樓 断面図 1:100

(12) 参考図-9

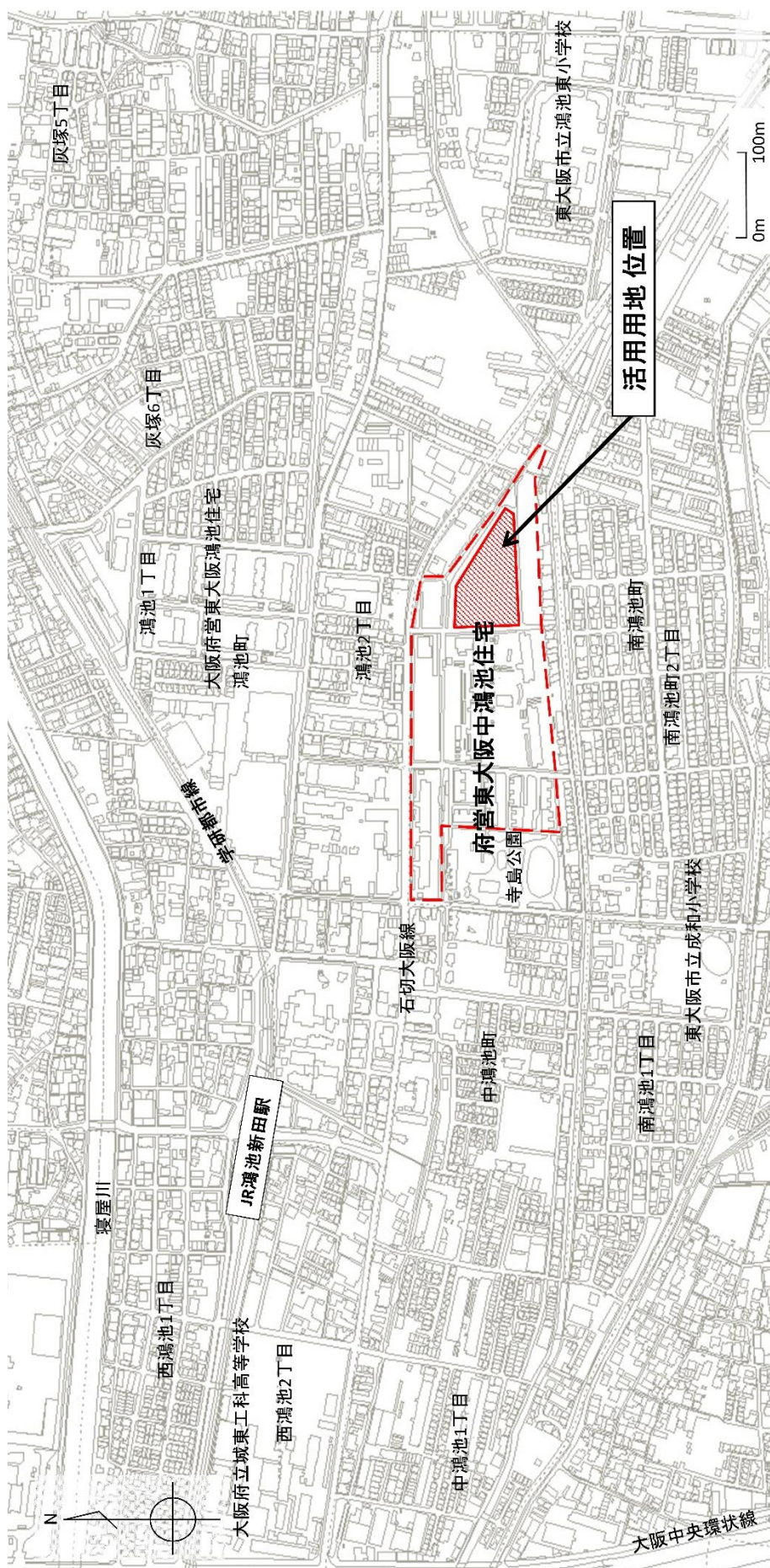


物 件 明 細

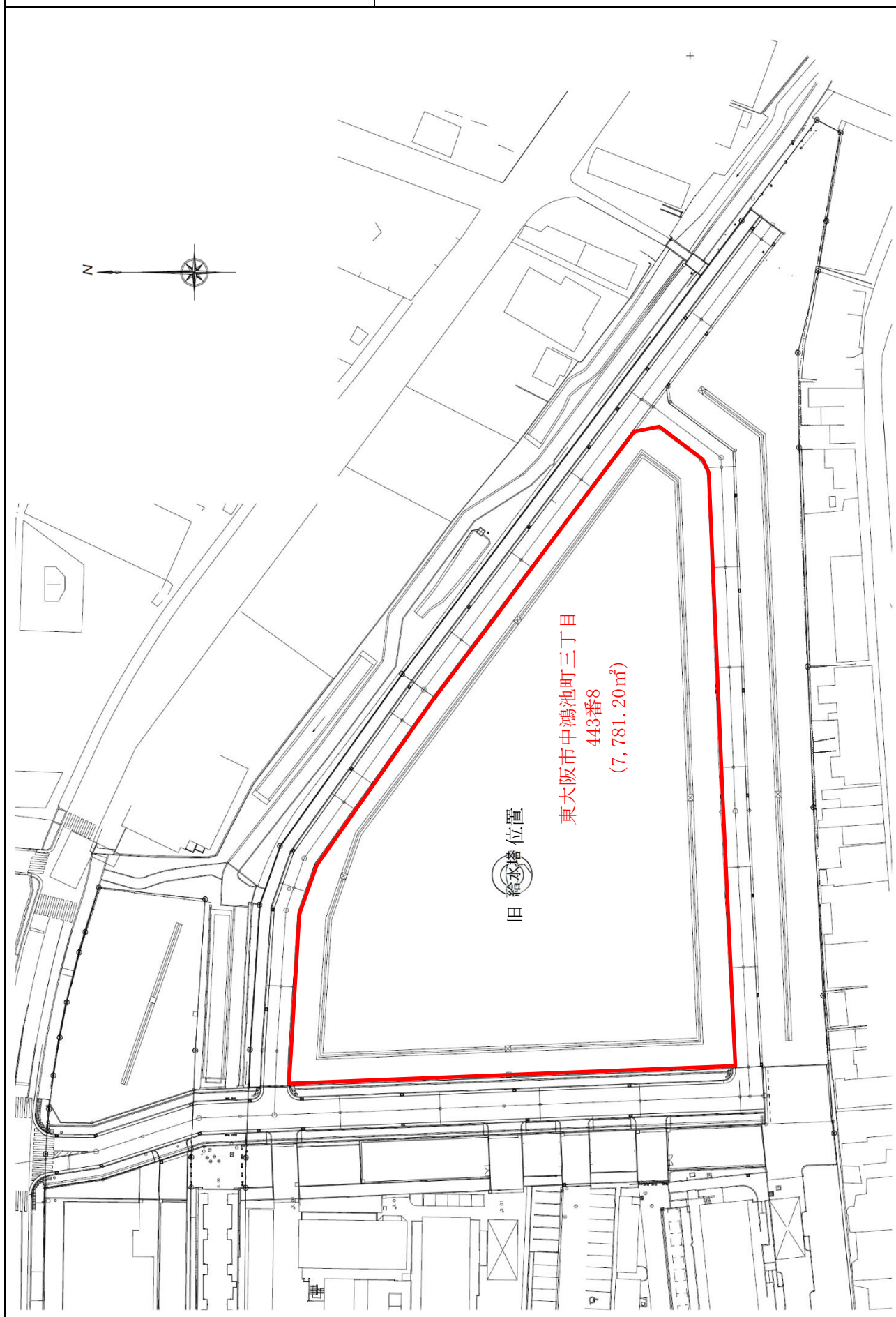
物件番号		事業用地名称		東大阪中鴻池住宅中央用地	
2		所 在 地		東大阪市中鴻池町三丁目443番8	
交通機関		ＪＲ学研都市線「鴻池新田駅」から南東へ約0.7km			
面 積		登 記 簿：7,781.20㎡ 実 測：7,781.20㎡		地 目	宅地
接面道路の状況		北側：幅員 約5.7m（市道鴻池東154号線） 西側：幅員 約6.5m（市道鴻池東154号線） 南側：幅員 約5.7m（市道鴻池東154号線）			
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化区域			
		用途地域	第一種中高層住居専用地域		
		地域地区	準防火地域		
		建 蔽 率	60 %	容 積 率	200 %
	その他の法令等	—			
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無		
		負担の内容	—		
供給処理施設の状況	区 分	配管等の状況	照 会 先 及 び 電 話 番 号		
	公営水道	有	東大阪市上下水道局水道施設部給水課 06 - 6724 - 1221		
	電 気	有	関西電力送配電(株)コンタクトセンター 0800 - 777 - 3081		
	都市ガス	有	大阪ガス(株)導管情報センター 06 - 6202 - 2141		
	公共下水道	有	東大阪市上下水道局下水道部下水道維持管理課 06 - 4309 - 3254		
【留意事項】					
1. 既存物を含め、その他当該物件に存するものすべてを現状有姿で売却しますので、物件の引渡しはあるがままの状態です。					
2. 物件について、残置物等が残存している可能性があります。これらを撤去される場合は落札者の責任（費用負担含む）において関係法令を遵守のうえ適切に実施してください。					
3. 当該物件について、令和3年9月から10月に実施した試掘調査において、従前府営住宅の撤去工事で撤去できなかったガレキや工作物等の残存物（最大で直径約1m程度）が確認されています。また、旧給水塔の配置位置付近においても工作物が確認されており、構造物の基礎が残存している可能性があります。					
4. 当該物件での旧建物の基礎杭の撤去施工においては、地盤改良（セメント系固化剤使用量：60kg/m³程度）を行っています。					
5. 道路幅員は、原則として現況の幅員を表示しています。土地利用に必要な接道条件（幅員、連続性等）や建物の建築等に伴い必要となる道路後退等については、関係機関にご確認ください。					
6. 市道鴻池東154号線については、道路明示を受けていません。道路明示が必要な場合は落札者において明示を受けてください。					

7. 現在、市道鴻池東154号線の一部区間についてはガードフェンス設置により閉鎖中ですが、工事着手等による閉鎖の解除および供用開始については、東大阪市と協議してください。
(お問い合わせ先：東大阪市土木部道路管理室道路管理課 電話06-4309-3219)
8. 供給処理施設の接続等利用については、事業者において各施設の管理と協議してください。なお、電気及び都市ガスについては、西側市道のみ整備されていますので、それ以降の整備について電気及び都市ガス管理者と協議してください。
9. 供給処理施設の状況は、各種台帳等により調査したものです。接続等利用については、事業者において各施設の管理者と協議してください。

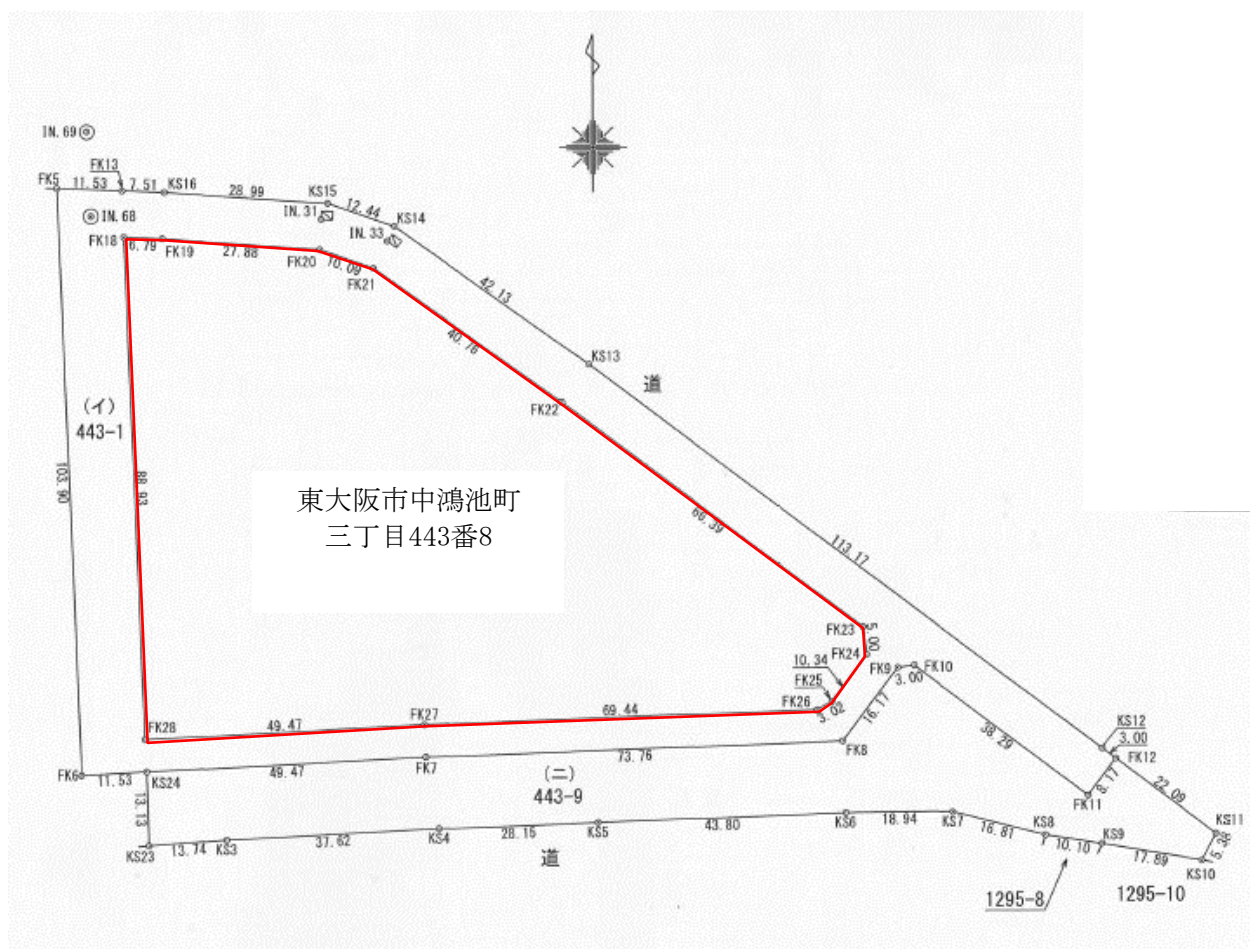
(1) 位置図



(2) 平面図



(3) 丈量図



座 標 求 積 表

地 番	(ハ)443-8			
測 点	標 識	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn
FK28	金属標	-144608. 828	-36202. 177	3122872. 192374
FK27	金属標	-144606. 222	-36152. 772	-191501. 233284
FK26	金属標	-144603. 531	-36083. 384	-149276. 959608
FK25	金属標	-144602. 085	-36080. 731	-350632. 543858
FK24	金属標	-144593. 813	-36074. 514	-477049. 373136
FK23	金属標	-144588. 861	-36075. 215	-1614690. 548185
FK22	金属標	-144549. 054	-36128. 358	-2290574. 025558
FK21	金属標	-144525. 460	-36161. 603	-974265. 908026
FK20	金属標	-144522. 112	-36171. 126	-188777. 106594
FK19	金属標	-144520. 241	-36198. 953	-77900. 146856
FK18	金属標	-144519. 960	-36205. 742	3207358. 066554
			倍 面 積	15562. 413823
			面 積	7781. 2069115
			地 積	7781. 20 m ²

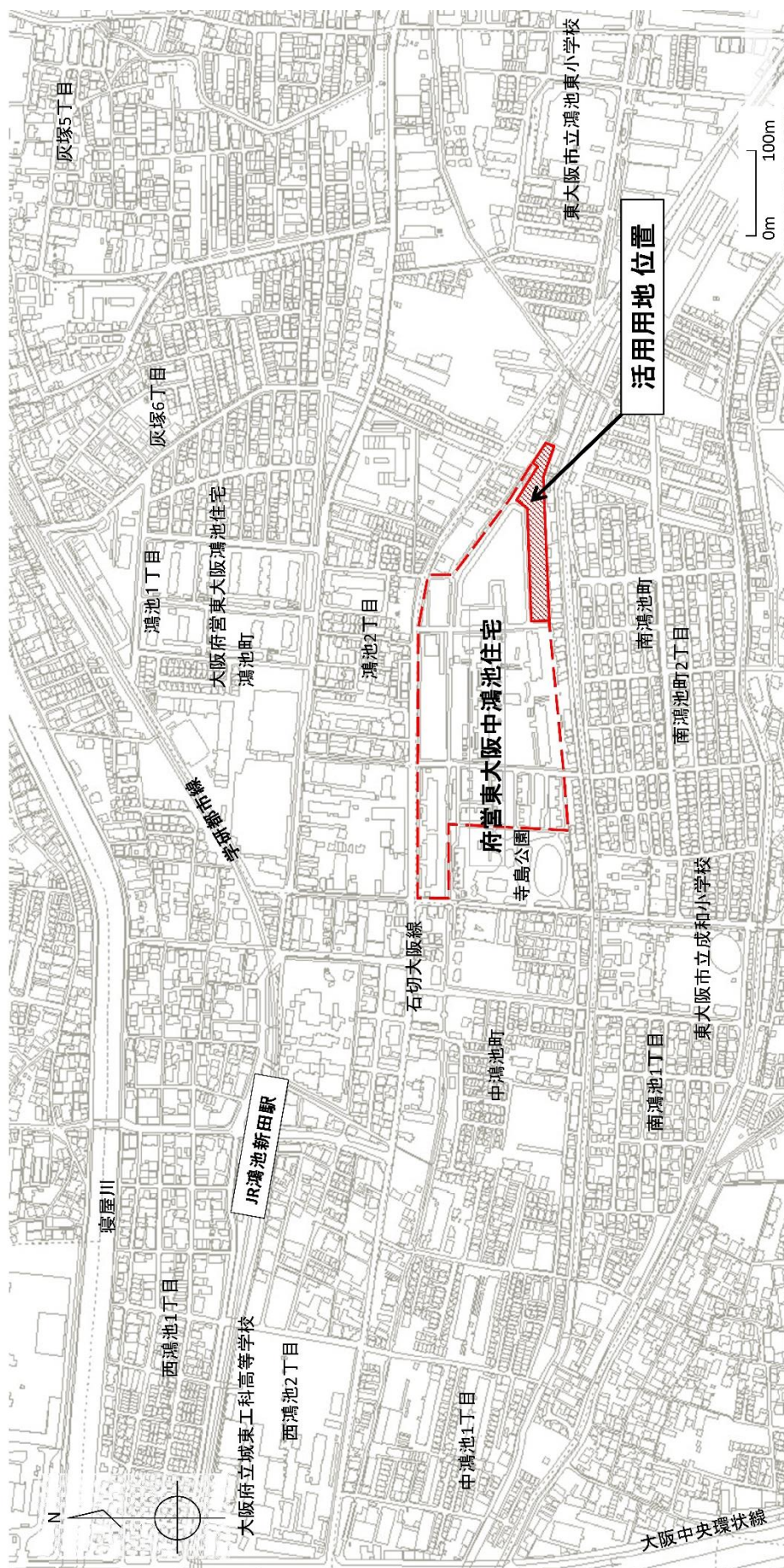
物 件 明 細

物件番号		事業用地名称	東大阪中鴻池住宅南側用地		
2		所 在 地	東大阪市中鴻池町三丁目443番9		
交通機関		J R 学研都市線「鴻池新田駅」から南東へ約0.75km			
面 積		登 記 簿 ： 2,574.48㎡ 実 測 ： 2,574.48㎡	地 目	宅地	
接面道路の状況		北側 ： 幅員 約5.7m（市道 鴻池東154号線）			
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化区域			
		用途地域	第一種中高層住居専用地域		
		地域地区	準防火地域		
		建 蔽 率	60 %	容 積 率	200 %
	その他の法令等	—			
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無		
		負担の内容	—		
供給処理施設の状況	区 分	配管等の状況	照 会 先 及 び 電 話 番 号		
	公営水道	有	東大阪市内上下水道局水道施設部給水課 06 - 6724 - 1221		
	電 気	有	関西電力送配電(株)コンタクトセンター 0800 - 777 - 3081		
	都市ガス	有	大阪ガス(株)導管情報センター 06 - 6202 - 2141		
	公共下水道	有	東大阪市内上下水道局下水道部下水道維持管理課 06 - 4309 - 3254		
【留意事項】					
1. 物件について、残置物等が残存している可能性があります。これらを撤去される場合は落札者の責任（費用負担含む）において関係法令を遵守のうえ適切に実施してください。					
2. 既存物を含め、その他当該物件に存するものすべてを現状有姿で売却しますので、物件の引渡しはあるがままの状態です。					
3. 当該物件について、令和3年9月から10月に実施した試掘調査において、従前府営住宅の撤去工事で撤去できなかったガレキや工作物等の残存物（最大で直径約1 m程度）が確認されています。					
4. 当該物件内東側に電柱・支線（1箇所）があります。その取扱いについては、関西電力送配電株式会社及びNTT西日本と協議してください。					
5. 当該物件内東側において、周辺地に設置された2本の電柱を繋ぐ架空線（1箇所）が横断しています。その取扱いについては、関西電力送配電株式会社と協議してください。					
6. 当該物件での旧建物の基礎杭の撤去施工においては、地盤改良（セメント系固化剤使用量：60kg / m³程度）を行っています。					
7. 当該物件南側の隣接地（東大阪市中鴻池町三丁目1295番8、1295番10）に設置されているブロッ					

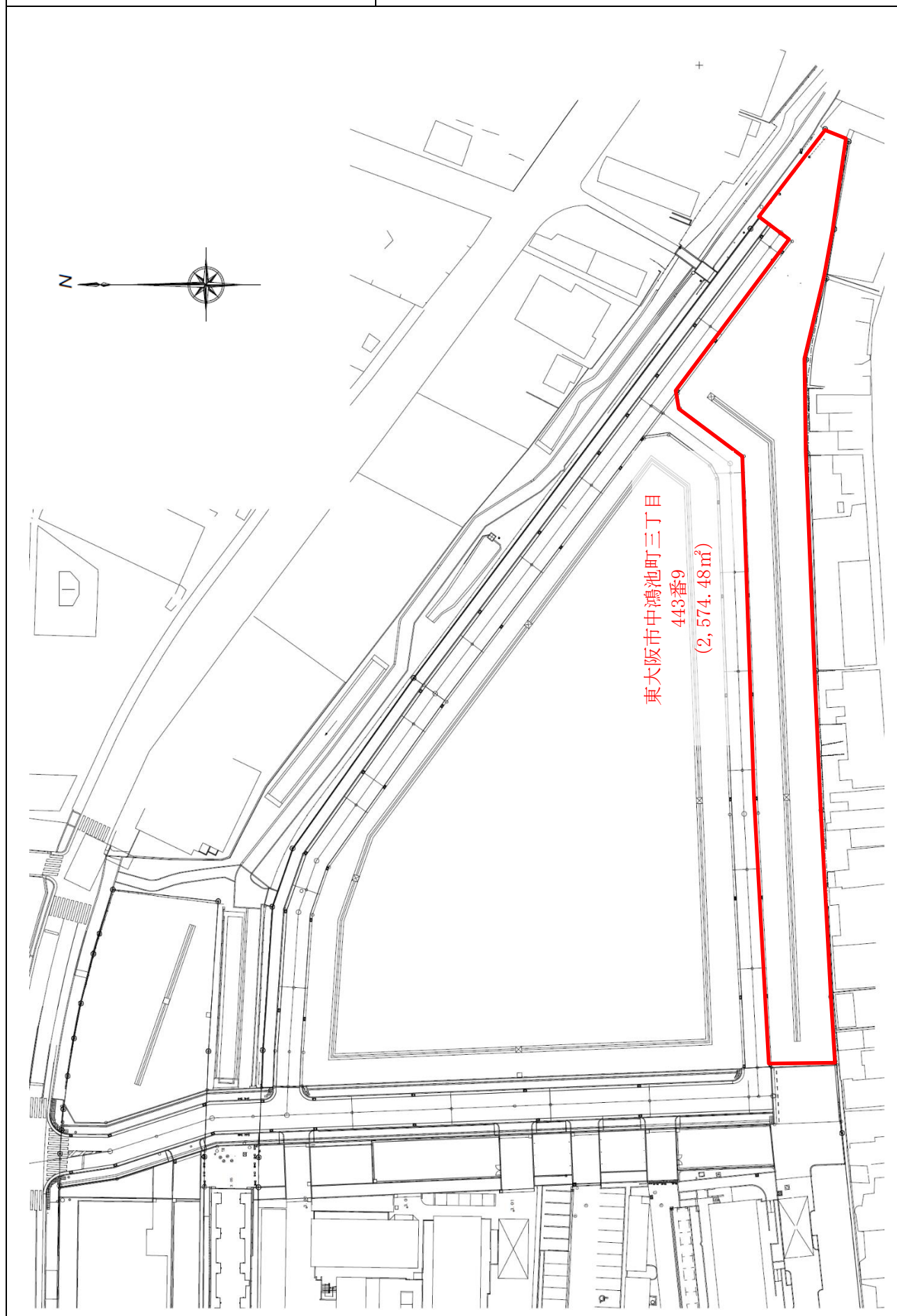
ク塀及び建屋の一部が、当該物件側に越境しています。この取扱いについては、落札者において隣接地所有者及び隣接土地利用者と協議してください。

8. 道路幅員は、原則として現況の幅員を表示しています。土地利用に必要な接道条件（幅員、連続性等）や建物の建築等に伴い必要となる道路後退等については、関係機関にご確認ください。
9. 市道鴻池東154号線については、道路明示を受けていません。道路明示が必要な場合は落札者において明示を受けてください。
10. 現在、市道鴻池東154号線は閉鎖中ですが、工事着手等による閉鎖の解除については、東大阪市と協議してください。
11. 供給処理施設の接続等利用については、事業者において各施設の管理と協議してください。なお、電気及び都市ガスについては、西側市道のみ整備されていますので、それ以降の整備について電気及び都市ガス管理者と協議してください。
12. 供給処理施設の状況は、各種台帳等により調査したものです。接続等利用については、事業者において各施設の管理者と協議してください。

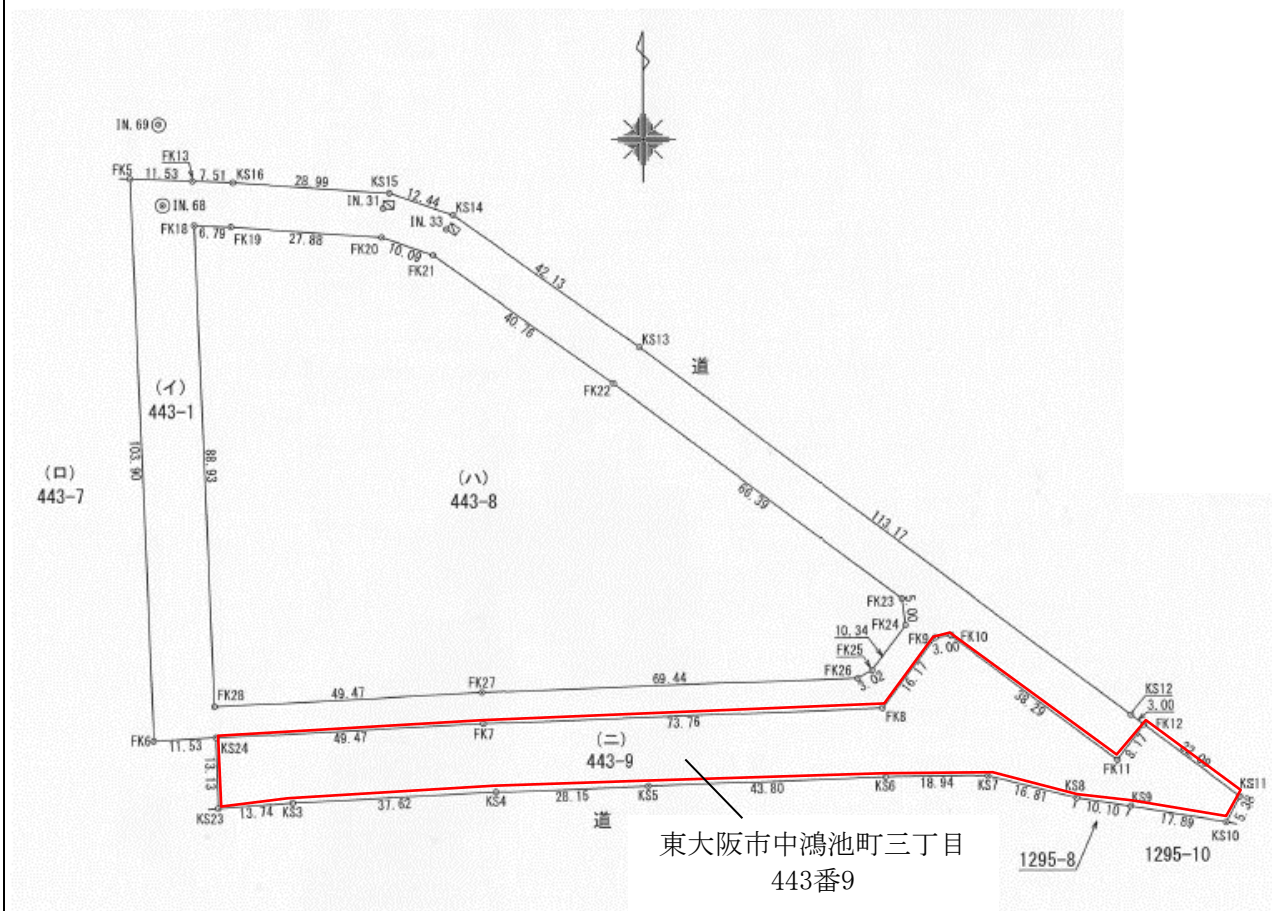
(1) 位置図



(2) 平面図



(3) 丈量図



座 標 求 積 表

地 番	(ニ) 443-9			
測 点	標 識	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn
KS23	金属標	-144627.646	-36201.469	435250.261787
KS3	金属標	-144626.546	-36187.769	-110445.070988
KS4	金属標	-144624.594	-36150.196	-110583.449564
KS5	金属標	-144623.487	-36122.067	-103092.379218
KS6	金属標	-144621.740	-36078.293	-70929.924038
KS7	金属標	-144621.521	-36059.345	138864.537595
KS8	金属標	-144625.591	-36043.026	205445.248200
KS9		-144627.221	-36033.054	162761.304918
KS10		-144630.108	-36015.391	-67312.765779
KS11	金属標	-144625.352	-36012.872	-647763.528664
FK12	金属標	-144612.121	-36030.569	-241693.056852
FK11	金属標	-144618.644	-36035.498	-592639.800108
FK10	金属標	-144595.675	-36066.137	-812822.529569
FK9	金属標	-144596.107	-36069.107	482712.858981
FK8	金属標	-144609.058	-36078.793	570910.820432
FK7	金属標	-144611.931	-36152.501	197573.417965
KS24	金属標	-144614.523	-36201.910	568913.015650
		倍 面 積		5148.960748
		面 積		2574.4803740
		地 積		2574.48 m ²

6 府有財産売買契約書（案）

府有財産売買契約書（案）

売払人 大阪府（以下「甲」という。）と買受人 ●●（以下「乙」という。）は、令和3年度府営住宅用地活用事業一般競争入札（第1回）実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、次のとおり府有財産の売買契約を締結する。

※買受人「乙」が共同入札による落札者である場合は、前文の末尾に次の一文を追記する。

「なお、乙の各々は本件にかかる債務を連帯して負い、かつ、記載順位第一位の者が、甲への債務の一切を代表する。」

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、末尾「物件の表示」記載のとおりとする。

（売買代金）

第3条

（物件番号1の場合）

売買代金は、金***, ***, ***円（うち、土地価格***, ***, ***円、建物価格0円、消費税及び地方消費税相当額金0円）とする。

（物件番号2の場合）

売買代金は、金***、***、***円とする。

（支払方法）

第4条 乙は、前条に定める売買代金をこの契約締結と同時に、甲が発行する納入通知書等により、甲に支払わなければならない。

（所有権の移転及び登記嘱託）

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の支払いを完了したときに、乙に移転したものであるとする。

2 甲は、前項の規定により売買物件の所有権が移転した後、その所有権移転の登記及び第18条に定める買戻特約の登記を嘱託するものとする。

3 乙は前項の登記に必要な書類等を、予め甲に提出するものとする。

（物件の引渡し）

第6条 甲は、前条第1項の規定により売買物件の所有権が移転したことをもって現状有姿のまま売買物件を乙に引渡したものであるとする。

（契約不適合責任）

第7条 乙は、売買物件の引渡し後、売買物件の数量の不足その他契約の内容に適合

しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、甲が知りながら告げなかった内容及び乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、この限りではない。

（土地利用条件）

第8条 乙は、売買物件を「●●」の用途に供しなければならない。

2 乙は末尾添付の土地利用条件を遵守しなければならない。

3 乙は、事業の着手に先立ち、実施要領に定める土地利用条件に適合していると甲の確認を受けた土地利用計画について、計画を変更しようとするときは、甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、この契約締結の日から起算して、5年以内に第1項に定める建築物（以下「建築物」という。）の建築を完了しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、乙が甲と協議し、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

（公害等の防止）

第9条 乙は、電波障害、騒音、風害及び日照阻害等の防止に留意するとともに、自らの責任において必要な措置を講じなければならない。

（上下水道等）

第10条 乙は、上・下水道、電気、ガス及び電話等の供給を受ける際は、各々の供給者及び管理者等と協議の上、自らの負担により責任を持って工事等を行わなければならない。

（地元協議等）

第11条 乙は、建築物の建築にあたって、関係機関及び近隣住民等地元関係者との協議、調整等を自らの責任で行わなければならない。

（権利の設定等）

第12条 乙は、売買物件及び売買物件に建築された建築物について、第8条第1項に定める利用のため、自己の居住の用に供する者に譲渡（以下「分譲」という。）する場合を除き、地上権、質権、賃借権その他使用収益を目的とする権利の設定、又は売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をしてはならない。ただし、やむを得ない事由により、乙が甲と協議し、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。なお、乙が建築確認又は開発許可を受けた後に販売活動を行うことを甲は妨げない。

2 乙は、第三者によって売買物件に抵当権その他の担保権を設定させようとするときは、甲の承諾を得なければならない。

（公序良俗に反する使用等の禁止）

第13条 乙は、この契約締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等で

あることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第13条の2 甲は、前条に定める義務の履行状況を確認するため、随時に実地調査し、乙に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(実地調査及び報告義務)

第14条 甲は、乙が分譲するまでの間、売買物件について随時その使用状況を実地に調査できるものとし、乙はこれに応じなければならない。

2 乙は、売買物件に関して次のいずれかに該当するときは、その都度、甲にその状況を速やかに報告しなければならない。

- (1) 都市計画法第29条の規定による開発行為の許可に係る申請を行ったとき及び許可（以下「開発許可」という。）を受けたとき
- (2) 都市計画法第36条第1項の規定による開発行為が完了する旨を届け出る予定日の概ね1か月前及び同条第2項の規定による開発許可の内容に適合している旨の検査済証（以下「開発検査済証」という。）の交付を受けたとき

※共同住宅を建築するときには、次の（3）と（4）を追記する。

- (3) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による計画の建築基準関係規定に適合する旨の確認済証（以下「建築確認済証」という。）の交付を受けたとき
- (4) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による建築物及び敷地の建築基準関係規定に適合する旨の検査済証の交付を受けたとき

(違約金)

第15条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、甲の請求によりそれぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

- (1) 第8条に定める義務に違反したときは、金（売買代金の3割）円
- (2) 第13条に定める義務に違反したときは、金（売買代金の3割）円
- (3) 第16条第1項第1号から第5号及び第2項各号に該当することが判明したときは、金（売買代金の3割）円

2 前項の違約金は第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が分譲するまでの間に次のいずれかに該当することが明らかになった場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 実施要領で定める参加資格を偽る等、不正な行為によりこの契約を締結したとき
- (2) 破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続き開始の申立て（自己申立

てを含む。)等があったとき

(3) 法人が合併され、又は解散した場合で、甲と乙の協議によってもこの契約に定める義務が履行される見込みがないとき

(4) 第8条(土地利用条件)の定めに違反したとき

(5) 第12条(権利の設定等)の定めに違反したとき

(6) 前各号のほか、この契約に定める義務を履行しないとき

2 前項に定めるもののほか、甲は、乙が次のいずれかに該当すると認められるときは、この契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に事実的に関与している者をいう。以下この条において同じ。)が、暴力団又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(買戻しの特約)

第17条 甲は、前条各号のいずれかに該当するときは、売買物件を買戻すことができる。

2 前項の期間は、この契約締結の日から5年間とする。

(買戻しの登記)

第18条 甲及び乙は、この契約に基づく所有権移転登記と同時に、前条第1項に定める買戻しの特約の登記を行う。

(買戻しの登記の抹消)

第19条 乙は、次の各号のひとつに該当する場合で、第17条に定める買戻しの特約を解除する必要がある場合は、次項に定める書面をもって甲に申請し、甲の承認を受けなければならない。

(1) 開発許可を受けた開発行為において公共施設の用に供する土地を帰属するとき

(2) 開発許可にかからない場合にあつて公共施設の用に供する土地について寄付等をするとき

- (3) 戸建住宅のみを建築する計画である場合で、開発検査済証の交付を受け、各区画の分筆登記が完了したとき
- (4) 建築確認済証の交付を受けて工事に着手するとき
- (5) 開発許可にかからない場合にあつて分譲するとき

2 前項の書面は次の各号のとおりとする

- (1) 前項第1号に該当する場合 都市計画法第35条第2項の規定による開発許可の通知の写し、開発許可を受けた際の土地利用計画図、帰属する土地の登記事項全部証明書及び地積測量図
- (2) 前項第2号に該当する場合 寄付することを証する書類、寄付する土地の登記事項全部証明書及び地積測量図
- (3) 前項第3号に該当する場合 開発検査済証の写し、各区画の土地登記事項全部証明書及び地積測量図
- (4) 前項第4号に該当する場合 建築確認済証の写し
- (5) 前項第5号に該当する場合 分譲にかかる土地売買契約書、乙を相手方とする建築工事請負契約書、又は分筆後の各区画の土地登記事項全部証明書及び地積測量図
- (6) 公図（法務局の証明原本）
- (7) 現場状況写真
- (8) 前各号に加え、第8条の土地利用条件を満たしていることを確認するために必要な書類

3 乙が第1項の買戻し特約の解除の承認を受けた場合は、甲は第17条第2項に定める買戻しの期間満了前であっても、乙からの申請により、買戻特約を抹消するものとする。ただし、第1項第1号もしくは同第2号に該当する場合にあつては、帰属もしくは寄付等をする土地についてのみ買戻特約を抹消するものとする。

(返還金等)

第20条 甲は、甲がこの契約を第16条の定めにより契約を解除したとき（以下「契約を解除したとき」という。）は、乙が第21条に定める義務を完全に履行した後、乙が第3条の定めにより支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息は付さない。

2 甲が契約を解除したときは、乙は自らが負担した契約の費用及び売買物件に支出した必要経費、有益費その他一切の費用を甲に請求することができない。

(原状回復)

第21条 乙は、甲が契約を解除したときは、甲の指定する期日までに次の各号に定める事項を実行しなければならない。

- (1) 売買物件について設定された抵当権、その他売買物件の完全な所有権の行使を妨げる負担を消滅させること。
- (2) 甲名義に所有権移転登記をするための登記承諾書を甲に提出すること。なお、甲名義に所有権を移転するために必要な登記費用等は、すべて乙の負担とする。
- (3) 売買物件に存在する乙が設置した建物及びその他の工作物等を収去し、売買物件を第6条の引渡し時の原状に復して返還すること。ただし、甲が原状に復する

必要がないと認めたときは、乙は、甲に対し現状のまま返還することができる。

- 2 前項第3号ただし書により、売買物件を返還したときは、当該売買物件内に残置したものの所有権はすべて甲に帰する。なお、これにより、乙が損害を被っても甲に対して一切の請求をすることができない。
- 3 乙は、第1項第3号ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として、減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(使用料相当損害金)

第22条 乙は、甲が契約を解除したときは、次の各号に定める使用料相当額損害金を甲に支払わなければならない。この場合において、使用料相当額は、第3条に定める売買代金に年率7.4パーセントを乗じて算出した額とする。

- (1) 第6条の定めにより売買物件の引渡しを受けた日から、甲がこの契約の解除又は買戻権の行使を通知した日までの間の使用料相当額
- (2) 甲がこの契約の解除又は買戻権の行使を通知した日の翌日から、前条第1項に定める義務を完全に履行して売買物件を甲に返還する日までの間の使用料相当額

(損害賠償)

第23条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、第15条に定める違約金に加えて、その損害を賠償しなければならない。

(第三者に生じた損害の責任)

第24条 甲が第16条に基づきこの契約を解除したとき及び第17条第1項に基づき売買物件を買い戻したとき、これにより乙又は第三者に損害が生じても甲はその責任を負わない。

(返還金の相殺)

第25条 甲は、第20条の定めにより売買代金を返還する場合においては、次の各号の合計額を返還金から控除して返還するものとする。なお、控除できない金額がある場合は、乙は甲に対して別途これを支払わなければならない。

- (1) 第15条第1項に定める違約金
- (2) 第21条第1項第2号に定める登記費用等
- (3) 第21条第3項に定める損害賠償金
- (4) 第22条に定める使用料相当額
- (5) 第23条に定める損害賠償金

(費用の負担)

第26条 次に掲げる費用は乙の負担とする。

- (1) この契約の締結に要する費用
- (2) 所有権移転登記及び買戻権の設定登記並びに抹消登記に要する費用

(収益の帰属、負担金の分担)

第27条 本物件から生ずる収益の帰属及び各種負担金等の負担については、引渡日の前日までの分を甲が、引渡日以降の分を乙が、それぞれ分担する。

(法令等の規制の遵守)

第28条 乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、当該物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(裁判管轄)

第29条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄する大阪地方裁判所とする。

(疑義等の決定)

第30条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大 阪 府
代 表 者 大阪府知事 吉 村 洋 文 印

乙 所 在 地
名 称 印

所 在 地
名 称 印

※買受人「乙」が共同入札による落札者である場合は、次の共有持分割合の表を追記する

乙の共有持分割合

買 受 人 名 称	持分割合

物 件 の 表 示 (物件番号 1)

○土地

所 在	地 番	地 目	公簿面積 (㎡)	実測面積 (㎡)
吹田市藤白台三丁目	119 番 90	宅地	6, 524. 59	6, 524. 59

○建物

用 途	構 造	棟数	階数	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)
共同住宅	鉄筋コンクリート造	4	4・5 階	1, 664. 47	6, 786. 45

※公有財産台帳に記載の数値等である。

○工作物

種 類	囲障、階段、給水設備、雨水排水設備、汚水排水設備、ガス設備等
-----	--------------------------------

物 件 の 表 示 (物件番号 2)

○土地

所 在	地 番	地 目	公簿面積 (㎡)	実測面積 (㎡)
東大阪市中鴻池三丁目	443 番 8	宅地	7,781.20	7,781.20
東大阪市中鴻池三丁目	443 番 9	宅地	2,574.48	2,574.48
計	2 筆		10,355.68	10,355.68

公有財産台帳に記載の数値等である。

[末尾添付]

《 物件番号 1 : 吹田藤白台住宅用地 》

当該事業用地の開発にあたっては、良好な住まいとまちづくりを実現するために、周辺環境と調和の取れた景観の形成、環境やバリアフリー、防犯・防災等の安全などに配慮するとともに、下記の土地利用条件を遵守しなければならない。

(1) 建築物の用途等

- 建築物の用途は分譲共同住宅とすること。
- 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく性能表示について、住宅購入者に制度の内容を説明し、購入者の希望に応じて、指定住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けること。

(2) 既存建物の撤去に関する事項

- 既存建物については、契約後2年以内に撤去すること。
- 撤去にあたっては、関連法規に基づき地中杭も撤去すること。また、アスベスト含有建材については、関連法規を遵守し十分注意のうえ撤去すること。

(3) 工事に関する事項

- 工事に際しては、関連法規をはじめ以下の事項を遵守すること。
 - エ. 工事に先立ち、計画内容等の地元説明を行うとともに、工事中の現場対応のため責任者と連絡先を明記した工事管理体制表を作成すること。
 - オ. 工事中は、特に騒音、振動を抑えるよう配慮して作業を行い、万一、周辺の家屋等に損害を与えた場合は、補償等の適切な対応を行うこと。
 - カ. 工事車両の通行にあたっては、十分な安全対策を講じるとともに、工事車両が集中しないよう配慮すること。

(4) その他

- 都市計画法、建築基準法等の関連法規並びに大阪府及び吹田市の各種条例・要領・指針等を遵守すること。
- 当該事業用地の開発にあたっては、都市計画法第29条の規定に基づき開発行為の許可を受けること。

《 物件番号 2 : 東大阪中鴻池住宅中央用地、東大阪中鴻池住宅南側用地 》

当該事業用地の開発にあたっては、良好な住まいとまちづくりを実現するために、周辺環境と調和の取れた景観の形成、環境やバリアフリー、防犯・防災等の安全などに配慮するとともに、下記の土地利用条件を遵守しなければならない。

(1) 建築物の用途等

○東大阪中鴻池住宅中央用地においては、分譲住宅（戸建住宅又は共同住宅）とすること。

○東大阪中鴻池住宅南側用地においては、分譲戸建住宅とすること。

○「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく性能表示について住宅購入者に制度の内容を説明し、購入者の希望に応じて、指定住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けること。

(2) 土地利用に関する事項

○建築物の形態や色合い等に統一感があり、好ましい景観形成にするとともに画地内の道路や歩道、集会所や下水道管、開発で必要となる公園などの公共施設等を一括的に整備されることで計画的で効率的なまちづくりを行うこと。

(3) 工事に関する事項

○工事に際しては、関連法規をはじめ以下の事項を遵守すること。

ア．工事に先立ち、計画内容等の地元説明を行うとともに、工事中の現場対応のため責任者と連絡先を明記した工事管理体制表を作成すること。

イ．工事中は、特に騒音、振動を抑えるよう配慮して作業を行い、万一、周辺の家屋等に損害を与えた場合は、補償等の適切な対応を行うこと。

ウ．工事車両の通行にあたっては、十分な安全対策を講じるとともに、工事車両が集中しないよう配慮すること。

(4) その他

○都市計画法、建築基準法等の関連法規並びに大阪府及び東大阪市の各種条例・要領・指針等を遵守すること。

○当該事業用地の開発にあたっては、都市計画法第29条の規定に基づき一体の開発行為として許可を受けること。

7 提出書類の様式・記入例

府使 用欄	受付
----------	----

府使 用欄	番号
----------	----

令和 年 月 日

令和3年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第1回）

入 札 参 加 書

下記の府有地の売払一般競争入札に、本件要領等を承知のうえ参加します。

大 阪 府 知 事 様

申 込 者 住 所（〒 ー ）

名 称
（法人名及び代表者名）

電話番号 （ ） ー

【共同参加の場合】

上記申込者と共同で事業に参加するにあたり、上記申込者を代表事業者とします。

共同事業者 住 所（〒 ー ）

名 称
（法人名及び代表者名）

共同事業者 住 所（〒 ー ）

名 称
（法人名及び代表者名）

記

物件 番号	所 在 地	入 札 日 時
1	吹田市藤白台三丁目119番90	令和4年2月17日（木） 午前10時00分受付開始、 午前10時30分受付締切り
2	東大阪市中鴻池三丁目443番8、443番9	令和4年2月17日（木） 午後 1時00分受付開始、 午後 1時30分受付締切り

※共同で申込みれる場合、申込者の欄に共同事業者を代表して入札手続（入札保証金の納付、入札書の記入等）を行う代表事業者を、共同事業者の欄に代表事業者を除く他の共同事業者をそれぞれ記入してください。

※複数物件に参加される場合は、物件ごとに作成してください。

《記入例》（法人の場合）

府使 用欄	受付
----------	----

府使 用欄	番号
----------	----

令和 ○年 ○月 ○日

申込日

令和3年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第1回）

入 札 参 加 書

下記の府有地の売払一般競争入札に、本件要領等を承知のうえ参加します。

大 阪 府 知 事 様

申 込 者 住 所（〒000—0000）
大阪府中央区〇〇町1—2—4

名 称 株式会社〇〇不動産
（法人名及び代表者名） 代表取締役 施 保 一 郎

電話番号 （〇〇）〇〇〇〇—〇〇〇〇

【共同参加の場合】

上記申込者と共同で事業に参加するにあたり、上記申込者を代表事業者とします。

共同事業者 住 所（〒 — ）

名 称
（法人名及び代表者名）

共同事業者 住 所（〒 — ）

申し込む物件番号を○で囲んでください。

名）

記

	所 在 地	入 札 日 時
1	吹田市藤白台三丁目119番90	令和4年2月17日（木） 午前10時00分受付開始、 午前10時30分受付締切り
2	東大阪市中鴻池三丁目443番8、443番9	令和4年2月17日（木） 午後 1時00分受付開始、 午後 1時30分受付締切り

※共同で申込みれる場合、申込者の欄に共同事業者を代表して入札手続（入札保証金の納付、入札書の記入等）を行う代表事業者を、共同事業者の欄に代表事業者を除く他の共同事業者をそれぞれ記入してください。

※複数物件に参加される場合は、物件ごとに作成してください。

整 理 番 号
No.

入 札 保 証 金 納 付 書

大 阪 府 知 事 様

入札者
住 所

名 称
〔 法人名 〕
〔 代表者名 〕

令和3年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第1回）に係る事業用地（__号物件）売
払一般競争入札の入札保証金を、次のとおり納付します。

記

保 証 金 額		¥					
内 訳	有 価 証 券		¥				
	有 価 証 券 明 細	証 券 名	種 別	記号番号 枚 数	額 面	備 考 (発行年月日)	
				枚	¥		
				枚	¥		
				枚	¥		
		合 計			¥		
上記保証金の還付を受けました。(入札終了後) 氏 名							

(注) 1. 当日の受付までに、必ず必要事項を記入してください。

府 使 用 欄	保証金領収確認欄（保証金受入係）	大 阪 府 建 築 部 住 宅 経 営 室 長 印
	保証金保管確認欄（保証金保管係）	大 阪 府 建 築 部 住 宅 経 営 室 出 納 員 印
	保証金還付確認欄（本書と引換えに還付：保証金受入係）	大 阪 府 建 築 部 住 宅 経 営 室 長 印

《記入例》

令和 ○年 ○月 ○日

入札日

整理番号

No.

入札保証金納付書

大阪府知事様

入札者

住所

大阪府中央区〇〇町1-2-4

名称

〔法人名
代表者名〕

株式会社〇〇不動産

代表取締役 施保一郎

物件番号を記入

令和3年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第1回）に係る事業用地（●号物件）売
 払一般競争入札の入札保証金を、次のとおり納付します。

記

すべて記入すること。

保証金額		¥ ※,※※※,※※※ -				
有価証券		¥ ※,※※※,※※※ -				
内 訳	有 価 証 券 明 細	証券名	種別	記号番号 枚数	額面	備考 (発行年月日)
		〇〇銀行〇〇支店 発行小切手	銀行支払保証 小切手	A 000000 1 枚	¥ ※,※※※,※※※ -	〇〇年〇〇月〇〇日
				枚	¥	
				枚	¥	
		合計			¥ ※,※※※,※※※ -	
上記保証金の還付を受けました。(入札終了後) 氏名						

(注) 1. 当日の受付までに、必ず必要事項を記入してください。

府 使 用 欄	保証金領収確認欄（保証金受入係）	大阪府建築部住宅経営室長印
	保証金保管確認欄（保証金保管係）	大阪府建築部住宅経営室出納員印
	保証金還付確認欄（本書と引換えに還付：保証金受入係）	大阪府建築部住宅経営室長印

入 札 書

大 阪 府 知 事 様

入 札 者

住 所
(所在地)

氏 名
〔 法人名 〕
〔 代表者名 〕

物件番号	物 件 の 所 在 地

	千 億	百 億	拾 億	億	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	壱
金 額												

府営住宅用地活用事業一般競争入札実施要領に記載された事項を承知の上、
上記のとおり入札します。

注 意

- 1 黒または青のボールペンでご記入ください。
- 2 入札書は、物件ごとに別の用紙を使用して下さい。
- 3 物件番号欄には、入札物件一覧表の物件番号に記載された番号を記載して下さい。
- 4 物件の所在欄には、入札物件一覧表の所在地のみを記載し、住所表示は不要です。
- 5 金額は、アラビア数字で記載し、初めの数字の頭に「¥」マークを入れてください。
- 6 金額欄を書き損じた場合は、新たな用紙に書きなおして下さい。
- 7 一度提出した入札書の訂正・取り消しはできません。

入 札 書

大 阪 府 知 事 様

入 札 者

住 所
(所在地)

大阪市中央区〇〇町1-2-4

氏 名
法人名
代表者名

株式会社〇〇不動産
代表取締役 施 保 一 郎

事業用地一覧で物件を必ず確認のうえ、物件番号を記載してください。

物件番号	物件の所在地
1	吹田市藤白台三丁目119番90

金額	千億	百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壺
			¥	1	2	3	4	5	6	7	8	9

府営住宅用地活用事業一般競争入札実施要綱に記載された事項を承知の上、上記のとおり入札します。

注 意

- 1 黒または青のボールペンでご記入ください。
- 2 入札書は、物件ごとに別の用紙を使用して下さい。
- 3 物件番号欄には、入札物件一覧表の物件番号に記載された番号を記載して下さい。
- 4 物件の所在欄には、入札物件一覧表の所在地のみを記載し、住所表示は不要です。
- 5 金額は、アラビア数字で記載し、初めの数字の頭に「¥」マークを入れてください。
- 6 金額欄を書き損じた場合は、新たな用紙に書きなおして下さい。
- 7 一度提出した入札書の訂正・取り消しはできません。

・「¥マーク」を記入すること
・金額欄の訂正、桁間違いなどは無効になります。
ご注意ください。

委任状

私は、令和3年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第1回）に参加するにあたり、
下記のとおり代理人に権限を委任します。

記

1 委任する権限

事業用地（__号物件）売払一般競争入札に関する以下の権限

- ・入札に関する書類等（入札保証金を含む）の提出及び受領
- ・くじ引き

2 代理人

住 所

氏 名

入札申込者

住 所

氏 名

印

（注） 次の場合は、委任状を提出してください。

- 1 法人の場合で、当日出席する者の社員証がない場合
- 2 個人の場合で、本人が当日出席できない場合

《記入例》

令和 ○年 ○月 ○日

記入した日付を記入してください。

私は、令和３年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第１回）に参加するにあたり、
下記のとおり代理人に権限を委任します。

物件番号を記入

記

1 委任する権限

事業用地（●号物件）売払一般競争入札に関する以下の権限

- ・入札に関する書類等（入札保証金を含む）の提出及び受領
- ・くじ引き

2 代理人

住 所 大阪市北区○○町１－２

氏 名 天 満 花 子

入札申込者

住 所 大阪市中央区○○町１－２－４

氏 名 株式会社○○不動産
代表取締役 施 保 一 郎 印

（注） 次の場合は、委任状を提出してください。

- 1 法人の場合で、当日出席する者の社員証がない場合
- 2 個人の場合で、本人が当日出席できない場合

誓 約 書

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、府の事務及び事業によって暴力団を利用することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理、処分から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

※誓約・同意事項を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

1 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者のいずれにも該当しません。	はい・いいえ
2 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。	はい・いいえ
3 私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を大阪府警察本部長へ提供することに同意します。	はい・いいえ
4 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。	はい・いいえ

大阪府知事 様

令和 年 月 日

申込者

住 所
(所在地)
フリガナ
氏 名
(法人名)
(代表者名)
生年月日

共同事業者

住 所
(所在地)
フリガナ
氏 名
(法人名)
(代表者名)
生年月日

《記入例》

誓 約 書

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、府の事務及び事業によって暴力団を利用することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

該当する方を○で囲む

記

※誓約・同意事項を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

1 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者のいずれにも該当しません。	はい・いいえ
2 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。	はい・いいえ
3 私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を大阪府警察本部長へ提供することに同意します。	はい・いいえ
4 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。	はい・いいえ

大阪府知事 様

記入した日付を記入してください。

令和 ○年 ○月 ○日

申込者

住 所

(所在地)

フリガナ
氏 名

(法人名)

(代表者名)

生年月日

法人の場合は法人名と代表者名のフリガナを記入してください。

大阪市中央区○○○-2-4

マルマルフドウサン
株式会社○○不動産

シホ イチロウ
代表取締役 施保 一郎

昭和60年4月1日

代表者の生年月日を記入してください。

共同事業者

住 所

(所在地)

フリガナ
氏 名

(法人名)

(代表者名)

生年月日

入札参加書に記載の共同事業者全員の氏名等を記入してください。

お問い合わせ先

【お問い合わせ先・質疑受付場所・参加申込受付場所】

大阪府 建築部 住宅経営室 施設保全課 資産活用グループ

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）26階
26階へは、第2バンク（1・2・6・18-28階）エレベータをご利用ください。
TEL（06）6941-0351（内線 3042、4346）
FAX（06）6210-9750

【入札会場】

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー） 41階 会議室10
41階へは、第4バンク（1・2・6・39-51階）エレベータをご利用ください。

【大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）へのアクセス】

地下鉄中央線「コスモスクエア」駅下車、南東へ徒歩約8分
ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前」駅下車、ATCビル直結

【大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）周辺案内図】

